

答申第 809 号

諮問第 1333 号

件名：就学指導委員会議事録及び配付された文書等の不開示（不存在）決定等に関する件

答 申

1 審査会の結論

愛知県教育委員会（以下「県教育委員会」という。）が、別表 1 の 1 欄に掲げる文書について、不存在を理由として不開示としたこと及び別表 2 の 1 欄に掲げる文書の開示請求に対し、同表の 2 欄に掲げる行政文書を特定して開示としたことは妥当である。

2 異議申立ての内容

(1) 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、異議申立人が平成 21 年 9 月 8 日、平成 22 年 2 月 5 日、同年 4 月 7 日、平成 23 年 7 月 1 日及び平成 24 年 3 月 8 日付けで愛知県情報公開条例（平成 12 年愛知県条例第 19 号。以下「条例」という。）に基づき行った開示請求に対し、県教育委員会が平成 21 年 10 月 22 日付けで行った開示決定並びに平成 22 年 2 月 19 日、同年 4 月 21 日、平成 23 年 7 月 15 日及び平成 24 年 5 月 1 日付けで行った不開示決定の取消しを求めるというものである。

(2) 異議申立ての理由

異議申立人の主張する異議申立ての理由は、次のとおりである。

ア 別表 1 に係る不開示（不存在）決定について

開示請求に係る行政文書を作成又は取得している。

イ 別表 2 に係る開示決定について

開示請求に係る行政文書の全部を対象として、開示決定をしていない。

3 本件異議申立ての併合について

異議申立人は、1 件の開示決定及び 4 件の不開示決定に対し、それぞれ異議申立てを提起しているが、いずれの異議申立ても、請求内容が同一又は類似しており、相互に関連性が深いものである。

そこで、実施機関は、平成 21 年 10 月 22 日付けの開示決定に係る異議申立て（諮問第 1017 号）、平成 22 年 2 月 19 日付けの不開示決定に係る異議申立て（諮問第 1042 号）及び同年 4 月 21 日付けの不開示決定に係る異議申立

て（諮問第 1074 号）を平成 23 年 7 月 15 日及び平成 24 年 5 月 1 日付けの不
開示決定に係る異議申立てに併合した（諮問第 1333 号）。

4 実施機関の主張要旨

実施機関の主張は、次の理由により、別表 1 の 1 欄に掲げる文書を作成又
は取得しておらず不存在であるので不開示とし、及び別表 2 の 2 欄に掲げる
行政文書を特定して開示としたというものである。

(1) 別表 1 に係る文書を開示しないこととした理由

ア 請求対象文書について

(ア) 別表 1 の分類 1（以下「分類 1」という。同表の分類 2 以下も同様
とする。）について

分類 1 に係る開示請求書は、県教育委員会尾張教育事務所（以下
「尾張教育事務所」という。）に提出され、その上段に「H20 年度、
H21 年度 指導第 1 グループ分」と記載されていることから、分類 1
の請求項目④に係る請求対象文書は、尾張教育事務所指導第一課指導
第一グループ（以下「指導第一グループ」という。）が管理する、平
成 20 年 4 月 1 日から、分類 1 に係る開示請求がなされた平成 22 年 2
月 5 日までの文書のうち、尾張教育事務所及び市町村教育委員会の就
学指導委員会の議事録及び当該委員会において配付された文書と解し
た。

また、分類 1 の請求項目⑥に係る請求対象文書は、指導第一グルー
プが管理する、平成 20 年 4 月 1 日から平成 22 年 2 月 5 日までの文書
のうち、校内各種委員会の記録と解した。

(イ) 分類 2 の請求項目 17 から 19 までについて

分類 2 に係る開示請求書の冒頭には、「一宮東養護学校 H21 年度」
と記載されている。よって、分類 2 の請求項目 17 から 19 までに係る
請求対象文書は、愛知県立一宮東養護学校（以下「一宮東養護学校」
という。）が管理する文書のうち、平成 21 年度の肢体不自由、聴覚障
害及び視覚障害に関する復命書と解した。

(ウ) 分類 2 の請求項目 31、46、57、62、66、73、77 及び 79 から 82 ま
でについて

分類 2 に係る開示請求書の冒頭には、「一宮東養護学校 H21 年度」
と記載されている。よって、分類 2 の請求項目 31、46、57、62、66、
73、77 及び 79 から 82 までに係る請求対象文書は、一宮東養護学校が
管理する平成 21 年度の文書のうち、職員会議で配付された文書で、
職員会議で配付された文書の枚数が分かるもの並びに時間割、冬休み、
療育手帳、自立支援協議会、学校訪問、旅費、メンタルヘルス、忘年
会、離任式及び卒業式に関するものが記載された文書であると解した。

(エ) 分類 3 について

分類 3 に係る開示請求書には、その冒頭と最後に、それぞれ「三好養護学校分」及び「H22 年度」と記載されている。また請求内容には、「(学校経営に記載のあるものに限る)」という記載があることから分類 3 に係る請求対象文書は、愛知県立三好養護学校（以下「三好養護学校」という。）が管理する平成 22 年度の文書のうち、職員会議、校内各種委員会、部会等の中で、学校経営案に記載されている校内就学指導委員会、生活指導委員会、いじめ・不登校対策委員会、防災委員会、行事検討委員会及び部活動運営委員会において配付された文書並びに職員会議の議事録であると解した。

なお、職員会議において配付された文書並びに校内就学指導委員会、生活指導委員会、いじめ・不登校対策委員会、防災委員会、行事検討委員会及び部活動運営委員会を除いた学校経営案に記載されている校内各種委員会、部会等において配付された文書については、平成 23 年 7 月 15 日付け 23 三好養第 1142 号及び同日付け 23 三好養第 1143 号により、別途開示決定及び一部開示決定を行っている。

(オ) 分類 4 について

分類 4 に係る開示請求書は、愛知県立豊田高等養護学校（以下「豊田高等養護学校」という。）に提出されたものであり、その最後に「H23 年度」と記載されていることから、分類 4 に係る請求対象文書は、豊田高等養護学校が管理する平成 23 年 4 月 1 日から、分類 4 に係る開示請求がなされた平成 24 年 3 月 8 日までの文書のうち、学校行事検討委員会及び給食委員会で配付された文書及び議事録と解した。

なお、学校行事検討委員会及び給食委員会を除いた校内各種委員会、部会等において配付された文書及び議事録については、平成 24 年 5 月 1 日付け 24 豊高養第 1035 号、同日付け 24 豊高養第 1036 号及び同日付け 24 豊高養第 1037 号により、それぞれ不開示決定、一部開示決定及び開示決定を行っている。

イ 請求対象文書の存否について

(ア) 分類 1 の請求項目④について

就学指導委員会とは、「障害のある児童生徒の就学について」（平成 14 年 5 月 27 日付け 14 文科初第 291 号文部科学省初等中等教育局長通知）における「市町村教育委員会は、適切な就学指導を行うため、専門家の意見を聞くことが必要となるが、障害の種類、程度等に応じて教育学、医学、心理学等の観点から総合的な判断を行うため、適切な就学指導のための調査・審議機関（就学指導委員会）を設置することが重要である。」との記載を受けて、市町村教育委員会ごとに設置されているものであるが、当該委員会に尾張教育事務所の職員は出席し

ていない。

また、県教育委員会においては、各市町村就学指導委員会を助言する組織として、愛知県就学指導委員会が県教育委員会学習教育部特別支援教育課（以下「特別支援教育課」という。）に設置されているが、尾張教育事務所には設置されていない。

さらに、愛知県内の市町村立小中学校（以下単に「市町村立小中学校」という。）及び愛知県立特別支援学校（以下「県立特別支援学校」という。）においては、就学先の変更等のため、市町村教育委員会の就学指導委員会において調査・審議の対象となる幼児児童生徒について審議するため、市町村立小中学校長及び県立特別支援学校長が必要と判断すれば、その都度、校内就学指導委員会を開催しているが、いずれの委員会にも、尾張教育事務所の職員は出席していない。

また、指導第一グループは、愛知県就学指導委員会、各市町村教育委員会や市町村立小中学校及び県立特別支援学校に対して、当該グループの職員が出席しない委員会に係る文書の提出を求める必要はないことから、各種就学指導委員会で配付される文書及び議事録を作成又は取得していない。

念のため、指導第一グループにおいて、各種就学指導委員会に係る文書を探索したが、やはり存在しなかった。

(1) 分類 1 の請求項目⑥、分類 2 の請求項目 31、46、57、62、66、73、77 及び 79 から 82 まで、分類 3 並びに分類 4 について

愛知県立学校管理規則（昭和 32 年愛知県教育委員会規則第 9 号）第 13 条第 1 項には、「校長は、校務分掌に関する組織を定め、所属職員に分掌を命じ、校務を処理しなければならない。」と規定されていることから、校内委員会及び部会については、各県立学校長独自の判断で開催されるものであり、各学校の実情によって差異はあるが、校務分掌並びに幼稚部、小学部、中学部及び高等部ごとに部会が開かれる。

また、同規則第 13 条の 2 第 1 項では「学校に、校長の職務の円滑な執行に資するため、職員会議を置く。」と規定しており、職員会議は同条第 2 項に基づき、校長が招集して開催し、学校行事の計画や校務分掌等に関して提案される各種議題を全校職員で協議する会議であり、その協議題の資料や連絡事項に係る資料が配付される。学校の実情によって異なるが、県立特別支援学校では、月に 1、2 回程度の割合で開催されることが多い。

以上のことから、職員会議並びに校内委員会及び部会（以下「職員会議等」という。）の開催については、校長が独自の判断で行うものであることから、各学校の実情に応じて、柔軟な対応を行っている。

例えば、分類 2 に係る請求対象所属のように離任式、卒業式など事前の協議、打合せ等が必要な案件について、職員会議ではなく、校内での委員会や部会などで取り上げられたり、分類 3 及び 4 に係る請求対象所属のように学校行事に関する校内委員会等をそもそも開催しなかったりと、各校の学校運営は、多種多様である。

また、県立学校で開催される職員会議等の配付資料又は議事録は、各県立学校が作成するものであることから、分類 1 の請求項目⑥の請求対象所属である尾張教育事務所が職員会議等の配付資料として文書を作成することはない。また、職員会議等は各県立学校独自の校務の処理のために開催されるものであることから、尾張教育事務所がその内容を逐一把握する必要はないため、尾張教育事務所は、各県立学校に提出を求めている。

念のため、別表 1 の 4 欄に記載の請求対象所属において、分類 1 の請求項目⑥、分類 2 の請求項目 31、46、57、62、66、73、77 及び 79 から 82 まで、分類 3 並びに分類 4 に係る請求対象文書を探索したが、やはりいずれも存在しなかった。

(ウ) 分類 2 の請求項目 17 から 19 までについて

愛知県立学校職員服務規程（平成 19 年愛知県教育委員会訓令第 6 号。以下「服務規程」という。）第 21 条第 3 項において、「出張を命ぜられた職員は、帰校したときは、速やかに復命書…を作り、校長に提出しなければならない。ただし、軽易な事項については、口頭で復命することができる。」と規定されている。

一宮東養護学校においては、家庭訪問、研修会など繰り返し同種の出張が行われるなど軽易な内容の出張の場合は、口頭で復命を行っており、文書化することまでは行っていない。

念のため、一宮東養護学校において、分類 2 の請求項目 17 から 19 までに係る請求対象文書を探索したところ、やはり存在しなかった。

(エ) 以上のことから、別表 1 の 4 欄に掲げる請求対象所属は、同表の 1 欄に掲げる文書を、いずれも作成又は取得しておらず、開示請求に係る行政文書を管理していないため、条例第 11 条第 2 項に基づき、不開示（不存在）決定を行ったものである。

(2) 別表 2 の 2 欄に掲げる行政文書を開示することとした理由

ア 請求対象文書について

(ア) 別表 2 の分類 5（以下「分類 5」という。）の請求項目①について

別表 2 に係る開示請求書の冒頭には「みあい養護学校分 H21 年度」と記載されていることから、分類 5 の請求項目①に係る請求対象文書は、愛知県立みあい養護学校（以下「みあい養護学校」という。）が管理する平成 21 年 4 月 1 日から、同表に係る開示請求がなさ

れた同年 9 月 8 日までの職員会議において配付された文書及び議事録と解した。

なお、職員会議配付資料（第 2 回）並びに職員会議録及び配付資料（第 4 回）を除いた職員会議録及び配付資料については、平成 21 年 10 月 22 日付け 21 み養第 30 号により、別途一部開示決定を行っている。

(イ) 分類 5 の請求項目③について

分類 5 の請求項目③に係る請求対象文書は、分類 5 の請求項目①と同じ開示請求書による請求であることから、みあい養護学校が管理する平成 21 年 4 月 1 日から、別表 2 に係る開示請求がなされた同年 9 月 8 日までの文書のうち、平成 21 年度にみあい養護学校が新任教員に対して実施した研修の内容が分かる文書と解した。

イ 別表 2 の 2 欄に掲げる行政文書を特定した理由

(ア) 分類 5 の請求項目①について

異議申立人からの行政文書開示請求を受け、平成 21 年 4 月 1 日から、開示請求がなされた同年 9 月 8 日までの間に開催された職員会議において、配付された文書及び議事録を探索したところ、分類 5 の請求項目①の 2 欄に掲げる行政文書を特定し、開示決定を行った。

なお、職員会議の開催については、前記(1)イ(イ)で述べたとおり、校長の判断で柔軟な対応がなされており、例えば、離任式、卒業式など事前の協議、打合せ等が必要な案件についても、学校の実情に応じて、校内での委員会や部会などで取り上げられた場合は、職員会議で取り上げられることはない。

また、職員会議配付資料（第 2 回）並びに職員会議録及び配付資料（第 4 回）を除いた職員会議録及び配付資料については、前記ア(ア)で述べたとおり別途一部開示決定を行っているため、分類 5 の請求項目①に係る開示請求においては特定していない。

(イ) 分類 5 の請求項目③について

新任教員に対して行う研修としては、初任者研修があり、教育公務員特例法（昭和 24 年法律第 1 号）第 23 条の規定に基づき、現職研修の一環として、実践的指導力と使命感を養うとともに幅広い知見を得させることを目的として 1 年間の研修を行っている。

県教育委員会においては、初任者研修実施要項（以下「要項」という。）を定め、校長は要項により、教職員組織や校区の状況等学校の実情に配慮し、指導教員等の参画を得て、初任者に対する研修を行っている。

実施場所については、新規採用教員が所属する学校、愛知県総合教育センター（以下「総合教育センター」という。）等があり、新規採

用教員の所属する学校で実施されるものを校内研修、総合教育センター等で実施されるものを校外研修という。

校内研修は、各初任者が、それぞれの項目を担当する指導教員から研修を受けているが、その際に担当教員が資料を作成するかどうかは、担当教員の判断で行っていることから、研修内容によって指導教員が作成しなかったものもある。例えば、校内にある既存の書類や記録の閲覧、他の教員の業務及び実際の教室環境や生徒児童の状況の観察等を中心に研修が行われたり、参加・体験等の実務を通して研修が行われたり、総合教育センターにおいて初任者研修をするために配付された「新しく先生となるみなさんへ」や、総合教育センターにおいて初任者研修をするために配付された「教員研修の手引き 幼稚園、小・中学校」及び「教員研修の手引き 県立学校」を使用し、これに要点が記載されているため、他に資料を作成する必要はなかったりするなどして、当該研修固有の資料等が存在しないもの等である。

なお、別表 2 に係る開示請求書に記載された請求内容のうち、平成 21 年度のみあい養護学校の新任教員が校外研修、実習で入手した文書及び報告書については、平成 21 年 9 月 18 日付け 21 み養第 16 号の決定期間特例通知書を通知し、別途開示決定等の準備を行っていたが、同年 11 月 11 日付けで、異議申立人が開示請求を取り下げたため、開示決定は行っていない。

また、指導教員は初任者研修が終了した後に、初任者に対する指導内容や、指導教員等の所感を記載する初任者研修（校内研修）前期・後期指導者報告書を作成するが、別表 2 に係る開示請求が行われた平成 21 年 9 月 8 日時点では、平成 21 年度の初任者研修は前期も含めて終了していなかったため、初任者研修（校内研修）前期・後期指導者報告書については、いずれも作成していなかった。

念のため、みあい養護学校において、初任者研修の結果等の報告書を探索したが、別表 2 に係る開示請求時にはそのような文書は存在しなかった。

よって、分類 5 の請求項目③の 2 欄に掲げる行政文書を特定し、開示決定を行った。

ウ 異議申立人は、別表 2 に係る異議申立書において「開示請求に係わる行政文書の全部を対象として、開示決定をしていない」と主張しているが、既に記載したとおり、同表に係る開示請求に対して、全ての文書を特定し、同表の 2 欄に掲げる行政文書の他に、請求内容に相当する文書はないため、対象行政文書の特定において誤りはない。

5 審査会の判断

(1) 別表 1 に係る不開示（不存在）決定について

ア 判断に当たっての基本的考え方

条例第 5 条に規定されているとおり、何人も行政文書の開示を請求する権利が保障されているが、開示請求権が認められるためには、実施機関が行政文書を管理し、当該文書が存在することが前提となる。

当審査会は、行政文書の開示を請求する権利が不当に侵害されることのないよう、実施機関及び異議申立人のそれぞれの主張から、別表 1 の 1 欄に掲げる文書の存否について、以下判断するものである。

イ 別表 1 の 1 欄に掲げる文書について

別表 1 の 1 欄に掲げる文書の特定については、実施機関が作成した不開示理由等説明書に記載されており、当審査会において、当該不開示理由等説明書を異議申立人に送付して意見を求めたところ、異議申立人から意見はなく、意見陳述の機会を設ける旨の通知に対しても回答はなかった。

したがって、当審査会においては、実施機関が行った文書の特定には、誤りがないものとして以下検討する。

ウ 別表 1 の 1 欄に掲げる文書の存否について

(ア) 分類 1 の請求項目④について

実施機関によると、平成 20 年 4 月 1 日から分類 1 に係る開示請求のあった平成 22 年 2 月 5 日までの間において、市町村教育委員会に設置されている各市町村就学指導委員会に尾張教育事務所の職員は出席していないとのことである。

また、県教育委員会において、各市町村就学指導委員会を助言する組織として愛知県就学指導委員会が特別支援教育課に設置されているが、尾張教育事務所には設置されていないとのことである。さらに、市町村立小中学校及び県立特別支援学校において、各校長が必要と判断すれば、その都度、校内就学指導委員会を開催しているが、いずれの就学指導委員会にも、平成 20 年 4 月 1 日から分類 1 に係る開示請求のあった平成 22 年 2 月 5 日までの間において、尾張教育事務所の職員は出席していないとのことである。

また、指導第一グループは、愛知県就学指導委員会等に対して、指導第一グループの職員が出席しない就学指導委員会に係る文書の提出を求める必要はないとのことである。

以上のことからすれば、分類 1 の請求項目④に係る請求対象文書を作成又は取得していないとする実施機関の説明に、特段不自然、不合理な点があるとは認められない。

(イ) 分類 1 の請求項目⑥について

実施機関によると、県立学校で開催される校内委員会の配付資料又

は議事録は、各県立学校が作成するものであることから、尾張教育事務所が校内委員会の配付資料として文書を作成することはないとのことである。また、校内委員会は各県立学校独自の校務の処理のために開催されるものであることから、尾張教育事務所においては、その内容を逐一把握する必要はないため、各県立学校に提出を求めているとのことである。

実施機関によれば、校内委員会は校務分掌等ごとにかかれるとのことであり、学校内部の会議であると解されることからすれば、配付資料や会議録は、通常学校が作成するものと解される。

したがって、尾張教育事務所において、各県立学校で開催される校内委員会の配付資料又は議事録を作成することがなく、校内委員会の配付資料や会議録の提出を求めておらず、分類 1 の請求項目⑥に係る請求対象文書を作成又は取得していないとする実施機関の説明に、特段不自然、不合理な点があるとは認められない。

- (ウ) 分類 2 の請求項目 31、46、57、62、66、73、77 及び 79 から 82 まで、分類 3 並びに分類 4 について

実施機関によると、職員会議等の開催については、校長が独自の判断で行っており、事前の協議、打合せ等が必要な案件について職員会議ではなく校内での委員会や部会などで取り上げたり、学校行事に関する校内委員会等を開催しなかったりする等、各校の学校運営は多種多様であり、各学校の実情に応じて柔軟な対応を行っているとのことである。

職員会議は、愛知県立学校管理規則第 13 条の 2 第 2 項によれば、校長が招集し、その運営を管理することとされている学校内部の会議である。また、実施機関によると、校内委員会や部会は校務分掌等ごとにかかれるとのことであり、これらも学校内部の会議であると解される。

職員会議等が学校内部の会議であって、校長がその開催等について判断しているのであれば、一宮東養護学校において分類 2 の請求項目 31、46、57、62、66、73、77 及び 79 から 82 までに係る請求対象文書を、三好養護学校において分類 3 に係る請求対象文書を、豊田高等養護学校において分類 4 に係る請求対象文書を作成又は取得していないとする実施機関の説明に、特段不自然、不合理な点があるとは認められない。

- (エ) 分類 2 の請求項目 17 から 19 までについて

実施機関によると、一宮東養護学校においては、家庭訪問、研修会等といった繰り返し同種の出張が行われるなどの軽易な内容の出張の場合は、口頭で復命を行っており、文書化していないとのことである。

服務規程第 21 条第 3 項に「出張を命ぜられた職員は、帰校したときは、速やかに復命書を作り、校長に提出しなければならない。」と規定されているものの、同項ただし書に「軽易な事項については、口頭で復命することができる。」と規定されていることからすれば、全ての出張について復命書を作成することは義務付けられておらず、復命書の作成については、出張した者が当該用務の軽重に応じ、個々に判断しているものと解される。よって、実施機関が説明するように軽易な内容の出張の場合に口頭で復命を行っていたとしても、服務規程に違反するものではなく、さらに、実施機関が分類 2 の請求項目 17 から 19 までに係る請求対象文書の探索も行っていることからすれば、当該文書が存在しないとする実施機関の説明を覆す特段の事情もうかがわれない。

以上のことから、分類 2 の請求項目 17 から 19 までに係る請求対象文書を作成又は取得していないとする実施機関の説明に、特段不自然、不合理な点があるとは認められない。

(オ) 以上のことから、別表 1 の 1 欄に掲げる文書を作成又は取得しておらず、不存在であるとしたことについての実施機関の説明に、特段不自然、不合理な点があるとまでは認められない。また、他に同欄に掲げる文書が存在するとうかがわれる事情も推認することはできない。

(3) 別表 2 に係る開示決定について

ア 判断に当たっての基本的考え方

条例は、第 1 条に規定されているとおり、行政文書の開示を請求する権利を保障し、実施機関の管理する情報の一層の公開を図り、もって県の有するその諸活動を県民に説明する責務が全うされ、公正で民主的な県政の推進に資することを目的として制定されたものであり、原則開示の理念のもとに解釈・運用されなければならない。

そして、この目的を達成するためには、開示請求の対象となる行政文書が適切に特定されることが前提となる。

当審査会は、行政文書の開示を請求する権利が不当に侵害されることのないよう、別表 2 の 1 欄に掲げる文書の開示請求に係る文書の特定について、以下判断するものである。

イ 別表 2 の 2 欄に掲げる行政文書について

別表 2 に係る開示請求の内容は、同表の 1 欄のとおりであり、実施機関は、前記 4(2)イで述べた理由により、同表の 2 欄に掲げる行政文書を特定したとのことである。

ウ 別表 2 の 2 欄に掲げる行政文書の特定について

(ア) 分類 5 の請求項目①について

当審査会が事務局職員をして実施機関に確認させたところ、平成 21

年 4 月 1 日から開示請求がなされた同年 9 月 8 日までの間に開催されたみあい養護学校の職員会議は 4 回のみであったとのことである。

また、当審査会において確認したところ、平成 21 年度の第 1 回分及び第 3 回分については、別途一部開示決定を行っていることが認められた。

さらに、分類 5 に係る開示決定通知書によれば、第 2 回分には会議録がなく、第 4 回分には会議録があるが、当審査会において、実施機関から提出された分類 5 の請求項目①の 2 欄に掲げる行政文書を見分したところ、いずれも職員会議の実施日時及び記録者が記載され、閲覧者の押印がされた用紙が配付資料に添付されており、その用紙に設けられた協議題目・協議内容の欄には、第 2 回職員会議にあつては、「別紙のとおり」とのみ記載され、第 4 回職員会議にあつては、職員会議で議題とされた内容が各議題ごとに記載されていることが認められた。

以上のことからすれば、分類 5 の請求項目①の開示請求について、分類 5 の請求項目①の 2 欄に掲げる行政文書を特定して開示としたとする実施機関の説明に、特段不自然、不合理な点があるとは認められない。また、他に特定すべき文書の存在を推認させる事情もうかがわれない。

(イ) 分類 5 の請求項目③について

実施機関によると、新規採用教員に対して行う研修として、校内研修及び校外研修があるとのことである。

また、校内研修について、指導担当教員が資料を作成するか否かはその教員の判断で行っているとのことであり、資料を作成する必要がないなどとして、当該研修固有の資料が存在しないものもあるとのことである。

そして、分類 5 の請求項目③の 2 欄に掲げる拠点校方式初任者研修配付資料に関して、拠点校方式初任者研修とは、拠点となる学校に配置された指導教員が、初任者の学校に出向き、週に 1 日指導を行う方式の研修のことであり、平成 21 年度はみあい養護学校の初任者が校内において拠点校の指導教員の研修を受けていたとのことである。

さらに、分類 5 の請求項目③の 2 欄に掲げる行政文書を除いた平成 21 年度におけるみあい養護学校の新任教員が校外研修や実習で入手した文書及び報告書については、別途開示決定等の準備を行っていたが、異議申立人が開示請求を取り下げたとのことである。

以上のことからすれば、分類 5 の請求項目③の開示請求について、分類 5 の請求項目③の 2 欄に掲げる行政文書を特定して開示としたとする実施機関の説明に、特段不自然、不合理な点があるとは認められ

ない。また、他に特定すべき文書の存在を推認させる事情もうかがわれ
ない。

エ なお、異議申立人は、別表 2 に係る異議申立書において、全部の対象
行政文書が特定されていないと主張しているが、その具体的な理由につ
いての記載はない。さらに、実施機関が作成した不開示理由等説明書を
異議申立人に送付して意見書の提出を求めたものの意見はなく、意見陳
述の機会を設ける旨の通知に対しても回答はなかった。

オ 以上のことから、別表 2 の 1 欄に掲げる文書の開示請求に対し、実施
機関が同表の 2 欄に掲げる行政文書を特定して開示としたことに誤りは
ないものと認められる。

(4) まとめ

以上により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

別表 1 (不開示 (不存在) 決定)

【分類 1】平成 22 年 2 月 5 日付け開示請求に係る異議申立て案件

1 開示請求の内容	2 不開示決定日	3 異議申立日	4 担当課等
H20 年度、H21 年度 指導第 1 グループ 分 ④就学指導委員会議事録及び配付された文書 (尾張教育事務所及び市町村教育委員会分) ⑥校内委員会記録	平成 22 年 2 月 19 日	平成 22 年 2 月 25 日	尾張教育事務所

【分類 2】平成 22 年 4 月 7 日付け開示請求に係る異議申立て案件

1 開示請求の内容	2 不開示決定日	3 異議申立日	4 担当課等
一宮東養護学校 H21 年度 17 教諭の復命書 (肢体不自由に関するもの) 18 教諭の復命書 (聴覚障害に関するもの) 19 教諭の復命書 (視覚障害に関するもの) 31 職員会で配布された文書の枚数のわかるもの 46 職員会議で配布された文書のうち、時間割に関するもの 57 職員会議で配布された文書のうち、冬休みに関するもの 62 職員会議で配布された文書のうち、療育手帳に関するもの 66 職員会議で配布された文書のうち、自立支援協議会に関するもの 73 職員会議で配布された文書のうち、学校訪問に関するもの 77 職員会議で配布された文書のうち、旅費に関するもの 79 職員会議で配布された文書のうち、メンタルヘルスに関するもの	平成 22 年 4 月 21 日	平成 22 年 4 月 26 日	一宮東養護学校

80 職員会議で配布された文書のうち、忘年会に関するもの			
81 職員会議で配布された文書のうち、離任式に関するもの			
82 職員会議で配布された文書のうち、卒業式に関するもの			

【分類3】平成23年7月1日付け開示請求に係る異議申立て案件

1 開示請求の内容	2 不開示決定日	3 異議申立日	4 担当課等
三好養護学校分 職員会議で配布された文書及び議事録 校内各種委員会、部会等で配布された文書（学校経営に記載のあるものに限る）H22年度	平成23年 7月15日	平成23年 8月2日	三好養護学校

【分類4】平成24年3月8日付け開示請求に係る異議申立て案件

1 開示請求の内容	2 不開示決定日	3 異議申立日	4 担当課等
校内各種委員会部会等で配布された文書及び議事録 全部 H23年度	平成24年 5月1日	平成24年 5月15日	豊田高等養護学校

別表 2 (開示決定)

【分類 5】平成 21 年 9 月 8 日付け開示請求に係る異議申立て案件

1 開示請求の内容	2 行政文書の名称	3 開示決定日	4 異議申立日	5 担当課等
<p>みあい養護学校分 H21 年度 ①職員会議で配布された文書及び議事録</p> <p>③新任教員に対して実施した研修の内容がわかる文書</p>	<p>職員会議配付資料 (第 2 回)</p> <p>職員会議録及び配付資料 (第 4 回)</p> <p>校内初任者研修配付資料</p> <ul style="list-style-type: none"> ・初任者研修にあたって ・指導案の書き方 ・障害のある児童生徒の理解 ・教科指導の基礎技術 (1) (教材・教具の工夫①、教科指導の基礎技術①) ・集団指導と個別指導 ・教科指導の基礎技術 (2) ・障害のある児童生徒の理解 (2) ・家庭との連携 ・家庭との連携 2 (連絡帳を書く) ・「自立活動」区分と項目 ・個に応じた自立活動の指導 ・領域・教科を合わせた指導 ・学年・学級通信の作り方 ・給食指導の進め方 ・授業の実施について ・授業の進め方 ・初任者研修「校内組織の在り方」H21. 5. 15 ・H21 初任者研修講義 H21. 5. 19 ・若い先生たちへ ・心肺蘇生法講習会 (初任者研修) 2009. 6. 12 ・初任者研修「特別支援教育の在り方」H21. 6. 16 ・校内初任者研修資料「個別の支援計画・個別の指導計画の作成と活用」2009. 6. 19 	<p>平成 21 年 10 月 22 日</p>	<p>平成 21 年 11 月 2 日</p>	<p>みあい養護学校</p>

- ・「学習の様子」(評価)の記述について 2009. 7. 9
- ・平成 21 年度初任者研修
平成 21 年 7 月 10 日
- ・(1)許可、認可等の行政処分
- ・「教育相談の進め方(いじめ、不登校)」H21. 9. 18
- ・資料の活用と著作権
2009. 9. 1
- ・一人一人が輝くための進路の話
- ・みあい養護学校進路指導の基本方針
- ・通知表の作成
- ・日常生活の指導
- ・生活単元学習
- ・「自立」とは何だろう
- ・領域・教科を合わせた指導について
- ・発達障害について
- ・学校における生徒指導のための共通実践事項
- ・「指導」と「支援」の使い方について
- ・家庭訪問について
2009. 7. 30

拠点校方式初任者研修配付資料

- ・初任者研修に当たって
- ・教科領域を合わせた指導
- ・行動観察による生徒の実態把握・理解について
- ・指導計画等
- ・特別支援学校小学部・中学部学習指導要領案新旧対照表(特別活動)
- ・特別支援学校小学部・中学部学習指導要領案新旧対照表(自立活動)、ねらい及び内容等
- ・社会奉仕体験研修手続きの仕方(初任者研修)
- ・特別な教育的支援の必要な子どもが落ち着いて取り組める教室の環境づくり

	<ul style="list-style-type: none">・「総合的な学習の時間」Q&A・自立活動の指導・ボウリングで 5 までの数の学習・心理検査の活用・実践研究の進め方・実践論文の書き方・特別支援学校初任者研修資料 2009/07/14		
--	--	--	--

(審査会の処理経過)

年 月 日	内 容
22.11.30	諮問第 1017 号 諮問
22.12.27	諮問第 1042 号 諮問
23. 1.24	諮問第 1074 号 諮問
26.12.18	諮問第 1333 号 諮問 (諮問第 1017 号、第 1042 号及び第 1074 号と併合)
27. 4.28	実施機関から不開示理由等説明書を受理
27. 5.21	異議申立人に実施機関からの不開示理由等説明書を送付
27. 12.22 (第 476 回審査会)	実施機関職員から不開示理由等を聴取
28. 6.30 (第 492 回審査会)	審議
28. 9.23 (第 500 回審査会)	審議
28.11.24	答申

答申第 810 号

諮問第 1338 号

件名：平成 26 年度狩猟免許試験（第 1 回）の追加試験について等の一部開示決定に関する件

答 申

1 審査会の結論

愛知県知事（以下「知事」という。）が、別記に掲げる行政文書（以下「本件行政文書」という。）の一部開示決定において、別記文書 1 の試験問題及び採点表のうち鳥獣の判別に係る減点事項を不開示としたことは妥当である。

2 異議申立ての内容

(1) 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、異議申立人が平成 26 年 10 月 8 日付けで愛知県情報公開条例（平成 12 年愛知県条例第 19 号。以下「条例」という。）に基づき行った開示請求に対し、知事が同年 11 月 21 日付けで行った一部開示決定の取消しを求める（第 7 条第 2 号を除く。）というものである。

(2) 異議申立ての理由

異議申立人の主張する異議申立ての理由は、条例第 7 条第 6 号に該当しないというものである。

3 実施機関の主張要旨

実施機関の主張は、次の理由により本件行政文書を一部開示としたというものである。

(1) 本件請求対象文書について

ア 別記文書 1（以下「文書 1」という。別記文書 2 以下も同様とする。）について

当該文書は、平成 26 年 8 月 3 日に平成 26 年度狩猟免許試験を実施したものの、追加試験を実施する必要が生じたことから、当該追加試験を実施するために作成したものであり、起案文、通知文、試験問題及び解答用紙並びに採点表で構成されている。起案文には題名、伺い文、受験者氏名及び受験番号、試験科目等が、通知文には受験者氏名、追加試験の日時、会場、試験内容等が、試験問題及び解答用紙には、試験問題、解答欄等が、採点表には減点事項、鳥獣名、減点する点数等が記載されている。

このうち開示しないこととした部分は、起案文及び通知文に記載された受験者氏名、試験問題並びに採点表のうち鳥獣の判別に係る減点事項である。

イ 文書2について

当該文書は、追加試験を実施するために試験官を委嘱する必要があることから作成した文書であり、起案文、依頼文及び通知文で構成されている。起案文には題名、試験官の氏名等が、依頼文及び通知文には試験官の氏名、試験日及び場所、集合時間、業務分担等が記載されている。

なお、文書2については、開示しないこととした部分はなかった。

ウ 文書3について

当該文書は、平成26年8月3日及び同月10日に開催された狩猟免許試験の合格者を確定させるために作成したものであり、起案文、平成26年度狩猟免許試験合格者名簿（以下「合格者名簿」という。）及び通知文で構成されている。起案文には題名、伺い文等が、合格者名簿には狩猟免許の種類、試験年月日、試験会場名、受験番号、受験者氏名、生年月日、住所、郵便番号、試験結果、狩猟免許状番号、交付年月日、備考欄等が、通知文には平成26年度狩猟免許試験の結果又は狩猟免許状の交付に係る事務取扱いが記載されている。

このうち開示しないこととした部分は、合格者名簿に記載された受験者氏名、生年月日、郵便番号及び住所である。

エ 文書4について

当該文書は、平成26年8月3日及び同月22日に開催された狩猟免許試験の合格者を確定させるために作成したものであり、起案文、合格者名簿及び通知文で構成されている。起案文には題名、伺い文等が、合格者名簿には狩猟免許の種類、試験年月日、試験会場名、受験番号、受験者氏名、生年月日、試験結果、狩猟免許状番号、交付年月日及び備考欄が、通知文には狩猟免許試験に合格した旨の通知等が記載されている。

このうち開示しないこととした部分は、起案文及び通知文に記載された受験者氏名並びに合格者名簿に記載された受験者氏名及び生年月日である。

(2) 条例第7条第2号該当性について

異議申立人は、異議申立書の異議申立ての趣旨において「第7条第2号を除く」と記載しており、本件行政文書のうち、個人情報に該当する部分を不開示としたことについての不服はないものと考えられるが、念のため当該部分についての条例第7条第2号該当性について述べる。

本件行政文書のうち、今回不開示とした受験者氏名、生年月日、郵便番号及び住所（以下「受験者の氏名等」という。）は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合するこ

とにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)であるため、条例第7条第2号本文に該当する。

また、受験者の氏名等は、慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報とはいえ、同号ただし書イには該当しない。また、人の生命等を保護するため公にすることが必要であると認められる情報とは認められないため、同号ただし書ロにも該当しない。

さらに、受験者は公務員ではないため、受験者の氏名等は、同号ただし書ハにも該当せず、また、予算の執行を伴うものではないため、同号ただし書ニにも該当しない。

以上のことから、受験者の氏名等は、条例第7条第2号に該当する。

(3) 条例第7条第6号該当性について

ア 狩猟免許の試験問題について

狩猟免許の試験は、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）（当時）第41条に基づき、野生の鳥獣の狩猟を行う者が必要となる狩猟免許について、都道府県が実施しているものである。狩猟免許の試験問題は、野生の鳥獣の狩猟を行う者に必要とされる適性、知識、技能を適切に評価するため、試験項目の重要度、過去の出題状況等に応じて作成される。

狩猟免許の試験問題が開示されれば、一部の受験者のみが当該試験問題を入手して試験を受ける可能性もあり、試験問題を見た受験者とそうでない受験者との間で不公平が生じる。

また、受験者が過去の問題を知ることになれば、試験問題の内容や出題傾向を推測することができるようになるため、受験者が試験範囲の一部分しか学習しなくなるおそれもある。その結果、狩猟者が本来習得しなければならぬ適性、知識、技能が十分定着せず、狩猟者の質の低下を招くおそれもある。

したがって、狩猟免許の試験問題を公にすることにより、受験者を公平又は適切に評価することができなくなるため、狩猟免許事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

イ 採点表のうち鳥獣の判別に係る減点事項について

採点表のうち鳥獣の判別に係る減点事項には、技能試験で行う鳥獣の判別に係る鳥獣名等が記載されている。狩猟免許の技能試験においては、鳥獣のイラストを受験者に示し、鳥獣の種類や当該鳥獣が狩猟可能なものであるかを問うこととしているが、前記アで述べたとおり、当該部分を公にすることになれば、一部の受験者のみが当該減点事項を入手して試験を受ける可能性もあり、減点事項を見た受験者とそうでない受験者との間で不公平が生じる。

また、受験者が過去の減点事項を知ることになれば、受験者が試験問

題の内容や出題傾向を推測することができるようになるため、受験者が試験問題の一部分しか学習しなくなるおそれがあり、狩猟者が本来習得しなければならない適性、知識、技能が十分定着せず、狩猟者の質の低下を招くおそれがある。

したがって、採点表のうち鳥獣の判別に係る減点事項を公にすることにより、受験者を公平又は適切に評価することができなくなるため、狩猟免許事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

ウ 以上のことから、狩猟免許の試験問題及び採点表のうち鳥獣の判別に係る減点事項は、条例第 7 条第 6 号に該当する。

(4) その他

文書 2 については、原処分である平成 26 年 11 月 21 日付け 26 自環第 358-2 号の一部開示決定に含めて開示決定したが、開示しないこととした部分がないことから、本件一部開示決定とは別に開示決定をすべきであった。

4 審査会の判断

(1) 判断に当たっての基本的考え方

条例は、第 1 条に規定されているとおり、行政文書の開示を請求する権利を保障し、実施機関の管理する情報の一層の公開を図り、もって県の有するその諸活動を県民に説明する責務が全うされ、公正で民主的な県政の推進に資することを目的として制定されたものであり、原則開示の理念のもとに解釈・運用されなければならない。

当審査会は、行政文書の開示を請求する権利が不当に侵害されることのないよう、原則開示の理念に立って、条例を解釈し、以下判断するものである。

(2) 本件行政文書について

本件行政文書は、平成 26 年度狩猟免許試験（第 1 回）において追加試験を実施する必要が生じたために作成された追加試験の実施から合格者の確定までに係る文書である。その構成及び記載内容は、前記 3(1)で実施機関が説明するとおりであると認められる。

実施機関は、文書 1、文書 3 及び文書 4 の受験者の氏名等を条例第 7 条第 2 号に、文書 1 の試験問題及び採点表のうち鳥獣の判別に係る減点事項を同条第 6 号に該当するとして不開示としている。

なお、異議申立人は、異議申立ての趣旨として、条例第 7 条第 2 号を除き、本件一部開示決定の取消しを求める旨を主張している。したがって、本件異議申立ての対象となる部分は、文書 1 の試験問題及び採点表のうち鳥獣の判別に係る減点事項であると解されることから、以下、当該部分の不開示情報該当性について判断する。

(3) 条例第7条第6号該当性について

ア 条例第7条第6号は、県の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務事業は、公益に適合するよう適正に遂行されるものであるが、これらの事務事業に関する情報の中には、公にすることにより、当該事務事業の性質上、その適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものが含まれるため、これらの情報が記録された行政文書は不開示とすることを定めたものである。

この考え方にに基づき、文書1の試験問題及び採点表のうち鳥獣の判別に係る減点事項が同号に該当するか否かを、以下検討する。

イ 当審査会において実施機関に確認したところによると、狩猟免許試験は、適性試験、知識試験及び技能試験からなり、各都道府県で問題を作成し、実施しているとのことである。このうち知識試験は、三肢択一形式であり、その試験問題は、試験終了後に回収し、以前から公開していないとのことである。また、技能試験は、減点方式で行われ、このうち鳥獣の判別は、鳥獣のイラストを受験者に示し、鳥獣の種類や当該鳥獣が狩猟可能なものであるかを問い、間違えると減点になるとのことである。なお、実施機関が不開示とし異議申立ての対象となった部分は、知識試験に係る試験問題及び技能試験に係る採点表のうち鳥獣の判別に係る減点事項である。

そして、実施機関によると、受験者が過去の問題及び減点事項を知ることになれば、試験問題の内容や出題傾向を推測することができるようになるため、受験者が試験範囲の一部分しか学習しなくなるおそれもあり、その結果、狩猟者が本来習得しなければならない適性、知識及び技能が十分定着せず、狩猟者の質の低下を招くおそれがあるとのことである。

狩猟免許試験については、現在のところ、公開しないことを前提に問題が作成されていることから、過去の試験問題及び採点表のうち鳥獣の判別に係る減点事項を開示することにより、試験問題の内容や出題傾向を推測することが容易になる。その結果、受験者が試験範囲の一部分しか学習しなくなり、狩猟者が本来習得しなければならない知識等が十分定着せず、狩猟者の質の低下を招くなど、狩猟免許試験事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、文書1の試験問題及び採点表のうち鳥獣の判別に係る減点事項は、条例第7条第6号に該当する。

ウ ところで、試験問題については、試験実施後には可能な限り公開し検証されることが望ましいものであり、実施機関においては、今後、狩猟免許試験の問題作成に当たり、試験実施後に公開できるよう工夫し、将来的には公開する方向で検討することが望まれるものである。

(4) まとめ

以上により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

別記

文書 1 平成 26 年度狩猟免許試験（第 1 回）の追加試験について

文書 2 平成 26 年度狩猟免許試験（技能試験）における試験官の委嘱について

文書 3 平成 26 年度狩猟免許試験（第 1 回）の結果について

文書 4 平成 26 年度狩猟免許試験（追加分）の結果について

(審査会の処理経過)

年 月 日	内 容
26.12.26	諮問
27. 3. 6	実施機関から不開示理由説明書を受理
27. 3. 12	異議申立人に実施機関からの不開示理由説明書を送付
27.11.25 (第474回審査会)	実施機関職員から不開示理由等を聴取
28. 5. 10 (第487回審査会)	審議
28. 7. 14 (第494回審査会)	審議
28. 9. 23 (第500回審査会)	審議
28.11.24	答申

答申第 811 号

諮問第 1339 号

件名：第三次レッドリスト（案）に係る支出金調書の不開示（不存在）決定に関する件

答 申

1 審査会の結論

愛知県知事（以下「知事」という。）が、別記に掲げる文書（以下「本件請求対象文書」という。）について、不存在を理由として不開示としたことは妥当である。

2 異議申立ての内容

(1) 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、異議申立人が平成 26 年 11 月 4 日付けで愛知県情報公開条例（平成 12 年愛知県条例第 19 号。以下「条例」という。）に基づき行った開示請求に対し、知事が同月 18 日付けで行った不開示決定の取消しを求めるというものである。

(2) 異議申立ての理由

異議申立人の主張する異議申立ての理由は、開示請求に係る行政文書を作成又は取得しているというものである。

3 実施機関の主張要旨

実施機関の主張は、次の理由により本件請求対象文書を作成又は取得しておらず、不存在であるので、不開示としたというものである。

(1) 本件請求対象文書について

レッドリストとは、絶滅のおそれのある野生動植物の種のリストのことであり、野生動植物種を絶滅のおそれの程度に応じてランク付けしたものである。

愛知県では、平成 12 年度及び平成 13 年度に第一次レッドリスト、平成 19 年度に第二次レッドリストを公表しており、平成 26 年度に第三次レッドリストとして「レッドリストあいち 2015」を公表した。また、支出金調書とは、債権者から請求書の提出があった場合、愛知県がこれに基づいて現金の支払をするための決裁文書である。

本件開示請求書には「自然環境課に対する開示請求」と明記されていることから、本件請求対象文書は、本件開示請求日において愛知県環境部自然環境課（以下「自然環境課」という。）が管理している文書のうち、愛

知県が平成 26 年度に第三次レッドリストとして公表した「レッドリスト あいち 2015」の案（以下「本件リスト案」という。）の作成に係る支出金調書であると解した。

(2) 本件請求対象文書の存否について

本件リスト案の作成業務は、愛知県環境調査センター（以下「環境調査センター」という。）において所管している。本件リスト案の作成に当たり、平成 22 年度から平成 26 年度までの間にわたって、環境調査センターにおいて調査業務が行われており、当該業務に係る予算を執行するため、環境調査センターにおいて支出金調書が作成されている。

このように、本件リスト案の作成に係る業務は、環境調査センターにおいて行われており、自然環境課は当該業務の支出金調書の作成に関与することはないため、環境調査センターから当該支出金調書入手することはない。なお、当該業務に係る予算は自然環境課に措置されるが、その後、環境調査センターに予算を配分し、環境調査センターにおいて当該業務を行った上で、環境調査センターが当該業務に係る支出金調書を作成することから、自然環境課が当該支出金調書を作成することもない。

以上のことから、自然環境課は本件請求対象文書を作成又は取得しておらず、開示請求に係る行政文書を管理していないため、条例第 11 条第 2 項に基づき、不開示（不存在）決定を行ったものである。

4 審査会の判断

(1) 判断に当たっての基本的考え方

条例第 5 条に規定されているとおり、何人も行政文書の開示を請求する権利が保障されているが、開示請求権が認められるためには、実施機関が行政文書を管理し、当該文書が存在することが前提となる。

当審査会は、行政文書の開示を請求する権利が不当に侵害されることのないよう、実施機関及び異議申立人のそれぞれの主張から、本件請求対象文書の存否について、以下判断するものである。

(2) 本件請求対象文書について

本件請求対象文書の特定については、実施機関が作成した不開示理由説明書に記載されており、当審査会において、当該不開示理由説明書を異議申立人に送付して意見を求めたところ、異議申立人から意見はなく、意見陳述の機会を設ける旨の通知に対しても回答はなかった。

したがって、当審査会においては、実施機関が行った文書の特定には、誤りがないものとして以下検討する。

(3) 本件請求対象文書の存否について

ア 実施機関によると、本件リスト案の作成に当たり、平成 22 年度から平成 26 年度までの間、環境調査センターにおいて調査業務が行われて

いたとのことである。そして、本件リスト案の作成に係る業務に係る予算は、自然環境課に措置された後、環境調査センターに配分され、当該予算を執行するため、環境調査センターにおいて支出金調書が作成されていたとのことである。また、自然環境課は、当該業務の支出金調書の作成に関与することはないため、当該支出金調書を作成又は取得することはないとのことである。

イ 当審査会が事務局職員をして実施機関に確認させたところ、本件リスト案に係る調査業務について、環境調査センター所長が愛知県の代表者として調査業務委託契約を締結するとともに、本件リスト案の内容等を検討する愛知県絶滅寸前種等調査検討会委員に支払われる報償費及び旅費に係るものを含め、環境調査センターにおいて支出金調書を作成していることが認められた。

以上のことからすれば、環境調査センターにおいて本件リスト案の作成に係る業務の支出金調書が作成され、自然環境課においては本件請求対象文書を作成又は取得していないとする実施機関の説明に、特段不自然、不合理な点があるとは認められない。

また、他に本件請求対象文書が存在するとうかがわれる事情も推認することができない。

ウ 以上のことから、本件請求対象文書を作成又は取得しておらず、不存在であるとしたことについての実施機関の説明に、特段不自然、不合理な点があるとは認められない。

(4) まとめ

以上により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

別記

自然環境課に対する開示請求

第三次レッドリスト（案）に係る支出金調書

(審査会の処理経過)

年 月 日	内 容
26.12.26	諮問
27.3.6	実施機関から不開示理由説明書を受理
27.3.12	異議申立人に実施機関からの不開示理由説明書を送付
27.11.25 (第474回審査会)	実施機関職員から不開示理由等を聴取
28.5.10 (第487回審査会)	審議
28.8.8 (第496回審査会)	審議
28.11.24	答申

答申第 812 号

諮問第 1341 号

件名：後援名義申請資料等の一部開示決定に関する件

答 申

1 審査会の結論

愛知県知事（以下「知事」という。）が、別表の 1 欄に掲げる文書の開示請求（以下「本件開示請求」という。）に対し、同表の 2 欄に掲げる行政文書（以下「本件行政文書」という。）を特定して一部開示としたことは妥当である。

2 異議申立ての内容

(1) 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、異議申立人が平成 26 年 10 月 29 日付けで愛知県情報公開条例（平成 12 年愛知県条例第 19 号。以下「条例」という。）に基づき行った開示請求に対し、知事が同年 11 月 12 日付けで行った一部開示決定の取消しを求めるというものである。

(2) 異議申立ての理由

異議申立人の主張する異議申立ての理由は、次のとおりである。

ア 別表の 1 欄に掲げる請求 1（以下「請求 1」という。同欄に掲げる請求 2 も同様とする。）について

開示請求に係る全部の行政文書が特定されていない。

イ 請求 2 について

開示請求に係る文書の全部が特定されていない。

3 本件異議申立ての併合について

異議申立人は、2 件の一部開示決定に対し、それぞれ異議申立てを提起しているが、いずれの異議申立ても、請求内容、異議申立ての内容等が類似しており、相互に関連性が深いことから、実施機関は、これら 2 件の異議申立てを併合することとしたものである。

4 実施機関の主張要旨

実施機関の主張は、次の理由により本件行政文書を特定して一部開示としたというものである。

(1) 本件行政文書について

ア 別表の 2 欄に掲げる文書 1（以下「文書 1」という。同欄に掲げる文

書 2 以下も同様とする。) について

当該文書は、平成 24 年開催の中国文化を紹介する行事における後援名義の使用の承認申請が主催者からあったため、後援する旨を主催者に通知するに当たり平成 23 年 6 月 3 日付けで起案された文書であり、起案用紙、通知案及び申請書で構成されている。

申請書は、主催者が後援名義の使用を知事宛てに依頼した文書であり、行事名、行事の目的、行事の内容、後援名義の使用方法等が記載されており、事業計画書、収支予算書、開催要項、役員名簿及び平成 23 年開催時のチラシが添付されている。

このうち不開示とした部分は、団体の印影である。

イ 文書 2 について

当該文書は、愛知県が後援した平成 25 年開催の中国文化を紹介する行事の実施結果の報告が主催者からあったため、平成 25 年 4 月 15 日付けで供覧された文書であり、供覧用紙及び事業実施報告書で構成されている。

事業実施報告書は、主催者が知事宛てに報告した文書であり、行事名、実施事業内容等が記載されており、収支計算書、実施報告書及びチラシが添付されている。

このうち不開示とした部分は、個人の署名及び印影並びに団体の印影である。

ウ 文書 3 について

当該文書は、愛知県が後援した平成 26 年開催の中国文化を紹介する行事の実施結果の報告が主催者からあったため、平成 26 年 4 月 8 日付けで供覧された文書であり、供覧用紙及び事業実施報告書で構成されている。

事業実施報告書は、主催者が知事宛てに報告した文書であり、行事名、実施事業内容等が記載されており、収支計算書、実施報告書及びチラシが添付されている。

このうち不開示とした部分は、個人の署名及び印影並びに団体の印影である。

エ 文書 4 について

当該文書は、平成 27 年開催の中国文化を紹介する行事における後援名義の使用の承認申請が主催者からあったため、後援する旨を主催者に通知するに当たり平成 26 年 4 月 18 日付けで起案された文書であり、起案用紙、通知案及び申請書で構成されている。

申請書は、主催者が後援名義の使用を知事宛てに依頼した文書であり、行事名、行事の目的、行事の内容、後援名義の使用方法等が記載されており、収支予算書、役員名簿及び平成 26 年開催時のチラシが添付

されている。

このうち不開示とした部分は、団体の印影である。

オ 文書5について

当該文書は、平成 23 年開催の日本文化を紹介する行事における後援名義の使用の承認申請が主催者からあったため、後援する旨を主催者に通知するに当たり平成 23 年 9 月 6 日付けで起案された文書であり、起案用紙、通知案及び申請書で構成されている。

申請書は、主催者が後援名義の使用を知事宛てに依頼した文書であり、行事名、行事の目的、行事の内容、後援名義の使用方法等が記載されており、収支予算書及び開催要項が添付されている。

このうち不開示とした部分は、個人の氏名、住所、電話番号、メールアドレス、生年月日及び職歴並びに団体の印影である。

カ 文書6について

当該文書は、平成 24 年開催の日本文化を紹介する行事における後援名義の使用の承認申請が主催者からあったため、後援する旨を主催者に通知するに当たり平成 24 年 9 月 3 日付けで起案された文書であり、起案用紙、通知案及び申請書で構成されている。

申請書は、主催者が後援名義の使用を知事宛てに依頼した文書であり、行事名、行事の目的、行事の内容、後援名義の使用方法等が記載されており、開催要項が添付されている。

このうち不開示とした部分は、個人の氏名、住所、電話番号、メールアドレス、生年月日及び職歴並びに団体の印影である。

キ 文書7について

当該文書は、平成 25 年開催の日本文化を紹介する行事における後援名義の使用の承認申請が主催者からあったため、後援する旨を主催者に通知するに当たり平成 25 年 8 月 26 日付けで起案された文書であり、起案用紙、通知案及び申請書で構成されている。

申請書は、主催者が後援名義の使用を知事宛てに依頼した文書であり、行事名、行事の目的、行事の内容、後援名義の使用方法等が記載されており、収支予算書及び開催要項が添付されている。

このうち不開示とした部分は、個人の氏名、住所、電話番号、メールアドレス、生年月日及び職歴並びに団体の印影である。

ク 文書8について

当該文書は、平成 26 年開催の日本文化を紹介する行事における後援名義の使用の承認申請が主催者からあったため、後援する旨を主催者に通知するに当たり平成 26 年 9 月 1 日付けで起案された文書であり、起案用紙、通知案及び申請書で構成されている。

申請書は、主催者が後援名義の使用を知事宛てに依頼した文書であ

り、行事名、行事の目的、行事の内容、後援名義の使用方法等が記載されており、予算書及び開催要項が添付されている。

このうち不開示とした部分は、個人の氏名、住所、電話番号、メールアドレス、生年月日及び職歴並びに団体の印影である。

(2) 本件行政文書の特定について

異議申立書における異議申立ての趣旨及び理由によれば、開示請求に係る文書の全部が特定されていない旨が記載されており、不開示情報該当性については記載されていない。よって、不開示情報該当性については異議申立ての対象外と解されることから、以下では、文書特定について述べる。

ア 文書 1 から文書 4 までに係る開示請求の内容は、「国際課に対する開示請求 中国の文化が記載されている文書」というものであり、開示請求のあった平成 26 年 10 月 29 日時点において愛知県地域振興部国際課（当時。以下「国際課」という。）の職員が職務上作成又は取得し、組織的に用いるものとして管理している文書のうち、中国の文化の説明が記載されている文書を求めるものと解した。

文書 5 から文書 8 までに係る開示請求の内容は、「国際課に対する開示請求 日本の文化が記載されている文書」というものであり、開示請求のあった平成 26 年 10 月 29 日時点において国際課の職員が職務上作成又は取得し、組織的に用いるものとして管理している文書のうち、日本の文化の説明が記載されている文書を求めるものと解した。

イ 平成 26 年度当時の国際課の事務分掌は、愛知県行政組織規則（昭和 39 年愛知県規則第 21 号）の規定により、「国際化の推進に関する施策の総合的な企画調整に関すること。」、「国際交流事業に関すること（他の部局及び課の事務分掌事項を除く。）」、「外国公館等との連絡折衝その他渉外に関すること。」、「多文化共生社会の形成に関する施策の総合的な企画調整に関すること。」及び「多文化共生推進事業に関すること（他の部局及び課の事務分掌事項を除く。）」と定められていたが、これらの業務に関連して、国際課の職員が職務上作成又は取得し、組織的に用いるものとして管理している文書のうち、中国及び日本の文化の説明が記載されている文書は、前記(1)で述べた文書のみであった。

ウ 文書 1 から文書 4 までは、前記(1)で述べたとおり、中国文化の理解を促進する行事に係る文書であり、行事案内ちらしに中国伝統の旧正月「春節」にまつわる中国文化の説明が記載されている。

文書 5 から文書 8 までは、前記(1)で述べたとおり、米国で日本文化を紹介する行事に係る文書であり、行事開催資料に「衣紋道」、「結婚活動」、「和菓子」及び「煎茶道」にまつわる日本文化の説明が記載されている。

よって、「中国の文化が記載されている文書」の開示請求に対しては

文書 1 から文書 4 までを、「日本の文化が記載されている文書」の開示請求に対しては文書 5 から文書 8 までを特定した。

5 審査会の判断

(1) 判断に当たっての基本的考え方

条例は、第 1 条に規定されているとおり、行政文書の開示を請求する権利を保障し、実施機関の管理する情報の一層の公開を図り、もって県の有するその諸活動を県民に説明する責務が全うされ、公正で民主的な県政の推進に資することを目的として制定されたものであり、原則開示の理念のもとに解釈・運用されなければならない。

当審査会は、行政文書の開示を請求する権利が不当に侵害されることのないよう、以下判断するものである。

(2) 本件行政文書について

本件開示請求の内容は、別表の 1 欄のとおりであり、実施機関は、前記 4(2) で述べた理由により、請求 1 については文書 1 から文書 4 までを、請求 2 については文書 5 から文書 8 までを特定したとのことである。

そして、実施機関は、異議申立書に記載された異議申立ての趣旨及び理由によれば、本件行政文書の不開示情報該当性については異議申立ての対象とはなっていないと解釈したとのことである。

この実施機関の解釈については、実施機関が作成した不開示理由説明書に記載されているところ、当審査会において、当該不開示理由説明書を異議申立人に送付して意見を求めたが異議申立人から意見はなく、意見陳述の機会を設ける旨の通知に対しても回答がなかったことからすれば、実施機関の解釈に誤りはないものと認められる。

よって、以下では、実施機関が行った文書特定に誤りがあるか否かを検討することとする。

(3) 本件行政文書の特定について

ア 本件行政文書は、中国又は日本の文化を紹介する行事における愛知県の後援名義の使用について、当該行事の主催者から国際課に提出された承認申請及び実施報告に係る文書である。

当審査会において実施機関に確認したところによれば、国際課の職員が職務上作成又は取得し、組織的に用いるものとして管理している文書のうち、中国又は日本の文化の説明が記載されている文書は、探索したところ、本件行政文書のみであったとのことである。

イ 当審査会において本件行政文書を見分したところ、文書 1 から文書 4 までには、主催者から提出された行事案内らし中に、中国の春節についての説明が記載されていることが認められた。また、文書 5 から文書 8 までには、主催者から提出された行事開催資料中に、日本の文化を紹介

介する行事のテーマとして取り上げられた^え衣紋道「十二^{ひとえ}単着装」、日本の結婚についての歴史、和菓子又は煎茶道についての説明が記載されていることが認められた。

さらに、これらの文書は、それぞれ 3 年保存の「後援名義」のファイル（簿冊）で管理されていることが認められ、実施機関が文書の探索も行っていることからすれば、本件行政文書以外に請求対象文書が存在しないとする実施機関の説明を覆す特段の事情もうかがわれない。

ウ なお、異議申立人は、異議申立書において、開示請求に係る文書の全部が特定されていない旨主張しているが、その具体的な理由についての記載はなく、他に特定すべき文書の存在を推認させる事情もうかがわれない。

エ 以上のことから、本件開示請求に対し、実施機関が本件行政文書を特定したことに誤りはないものと認められる。

(4) まとめ

以上により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

別表

1 開示請求の内容	2 行政文書の名称
<p>請求 1 国際課に対する開示請求 中国の文化が記載されている文書</p>	<p>文書 1 「第 6 回名古屋中国春節祭」の後援名義申請資料 文書 2 「第 7 回名古屋中国春節祭」の後援事業結果報告資料 文書 3 「第八回名古屋中国春節祭」の後援事業結果報告資料 文書 4 「第 9 回名古屋中国春節祭」の後援名義申請資料</p>
<p>請求 2 国際課に対する開示請求 日本の文化が記載されている文書</p>	<p>文書 5 「EXPLORE JAPAN 2011」の後援名義申請資料 文書 6 「EXPLORE JAPAN 2012」の後援名義申請資料 文書 7 「2013 日本文化紹介行事 和菓子講座」の後援名義申請資料 文書 8 「2014 日本文化紹介行事 煎茶講座」の後援名義申請資料</p>

(審査会の処理経過)

年 月 日	内 容
27. 1. 7	諮問
28. 2. 29	実施機関から不開示理由説明書を受理
28. 3. 2	異議申立人に実施機関からの不開示理由説明書を送付
28. 7. 11 (第493回審査会)	実施機関職員から不開示理由等を聴取
28. 8. 25 (第497回審査会)	審議
28. 9. 15 (第499回審査会)	審議
28. 11. 24	答申

答申第 813 号

諮問第 1371 号

件名：学校訪問要項の開示決定に関する件

答 申

1 審査会の結論

愛知県教育委員会（以下「教育委員会」という。）が、「2014（H26）年度の、教職員課による小中学校訪問に関するすべての文書。復命書、報告書等を含む。」の開示請求につき、別記に掲げる行政文書（以下「本件行政文書」という。）を特定した開示決定については、異議申立人が特定すべきとする復命書、報告書等は存在しないとして、これを特定しなかったことは妥当である。

2 異議申立ての内容

(1) 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、異議申立人が平成 27 年 1 月 27 日付けで愛知県情報公開条例（平成 12 年愛知県条例第 19 号。以下「条例」という。）に基づき行った開示請求に対し、教育委員会が同年 3 月 10 日付けで本件行政文書を特定して行った開示決定（以下「本件開示決定」という。）について、復命書、報告書等の開示を求めるというものである。

(2) 異議申立ての理由

ア 異議申立書における主張

異議申立人の異議申立書における主張は、おおむね次のとおりである。

(ア) 異議申立人は、2015 年 1 月 27 日付で、以下のように開示請求を行った。

「・2014（H26）年度の、教職員課による小中学校訪問に関するすべての文書。復命書、報告書等を含む。」

(イ) 本件開示において、「復命書、報告書等」は、不存在として開示されなかった。

(ウ) 当該「学校訪問」は、「人事管理上の課題の把握と改善のための資料を得るとともに、校長の学校運営に関する指導及び助言を行う」ことを目的とし（県教委教育長発「公立小・中学校の訪問について（通知）」に記載）、非常に重要なものである。当然、「復命書、報告書等」が作成され、「人事管理上の課題等々」、また、「どのような指導、助言を行ったのか」等が共有されているものと考えられる。

(エ) よって、異議申立の趣旨のとおり、開示を求める。

イ 意見書における主張

実施機関から開示理由説明書が提出されたことを受け、異議申立人に当該開示理由説明書を送付したところ、異議申立人から意見書が提出された。その内容は、おおむね次のとおりである。

(ア) 当該学校訪問の目的は、「人事管理上の課題の把握と改善のための資料を得るとともに、校長の学校運営に関する指導及び助言を行う」ことである。学校教育法の定める校長権限に関する行政解釈は、「学校運営に関するすべての決定権限は校長にある」とするものであり、その意味から考えても、「校長の学校運営に関する指導及び助言を行う」ことは、間違いなく重要事項である。

ところが、県教委は、「軽易な事項については口頭で復命することができる」との服務規程により、「口頭復命」し、文書は存在しない、という。了解できる主張ではない。

また、県教委は、「(略) あらかじめ訪問校が作成した訪問要項を参考に訪問現場で指導及び助言を行っており、上司への復命及び報告は、当該訪問要項と口頭によれば足りるからである」という。「訪問現場で指導、助言を行っている」から「口頭復命で良い」という主張に、論理性はまったくない。「学校の活性化、教員の資質向上、不祥事防止の取組等」重要な確認を行い、指導等を行うのである。口頭復命で済む話ではない。軽易な内容なら、学校訪問など不要であろう。

(イ) 異議申立人は、2012（H24）年度に当該学校訪問関係文書の開示を受けて以降、毎年同文書の開示を受けている。

開示の席で、当該学校訪問に出席した担当指導主事は、皆、上記のように「口頭復命しており文書は作成していない」と述べるので、「それでは、直近の学校訪問において口頭復命した内容を、今ここで述べてほしい」と求めてきたが、誰ひとりとして言えなかった。つまり、口頭復命などということは、疑わしい。むしろ、報告事項を文書化して、必要な時に上司や関係職員が閲覧できるようにしてあるものと、その重要性から推察される。

(ウ) 県教委は「(学校運営を) 円滑に行うためには、それまで校長として培ってきた職務の実績、経験等が必要となるが、新任校長においては、学校運営に不慣れな場合が想定されるため、訪問校に必ず加えることとされている」と記す。

要するに、不慣れな新任校長を指導するというわけである。しかし、その指導に当たる県教委小中学校人事グループの指導主事の中に、「校長未経験者」、言い換えるなら「学校運営未経験者」がいる

のは何故か。(それら指導主事は、数年後に「新任校長」として、地元で錦を飾る(?)のであるが。)彼らは、学校運営未経験でも、学校運営に不慣れな新任校長等を指導するだけの実力があるとでもいうのか。そして、その指導主事らが、上記のように、異議申立人から「復命の内容」を問われて、一言も発しえないのはなぜか。

(エ) そもそも、市町村立小中学校校長の服務監督権者は、市町村教育委員会である。校長に対する指導、或いは新任校長の研修を行う権限は、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の定めにより、市町村教育委員会にある。県教委による、当該学校訪問は、県教委による越権行為であり許されることではない。必要な指導は、教育事務所、市町村教委を通して行えばよいのである。

県教委は、事実として「口頭復命でよいとするような軽易な内容」(＝当該学校訪問)の仕事をしている暇があるならば、任命権者として、不慣れな(無能力な)管理職を粗製乱造している事実を重く受け止め、その対策こそ研究すべきではないか。

(オ) 以上、県教委の主張からも、当該学校訪問の重要性が確認され、その指導内容等は、今後の教育行政に反映されるよう報告書等が作成、共有されているものとする。よって異議申立の趣旨のとおり開示を求める。

ウ 意見陳述における主張

異議申立人の意見陳述における主張は、おおむね次のとおりである。

まず、本件学校訪問の目的等が県教育長「公立小・中学校の訪問について(通知)」に書いてある。訪問目的は、①人事管理上の課題の把握と改善のための資料を得るとともに、②校長の学校運営に関する指導及び助言を行うために行うのだと。訪問校の選定は、「次の各項のいずれかに該当する学校の中から、教育事務所長が選定してください。」とあり、(1)は「平成26年4月に教頭等から昇任した校長の勤務している学校」、(2)は「新規採用教員の多い学校や特色のある新規採用教員のいる学校」、(3)は「大規模校や複式学級を有する学校」、(4)は「へき地配置教員や特別支援学級との交流教員の勤務している学校」という形で通知がなされている。県教委は、開示理由説明書において、専ら訪問目的の②について言及しているといえる。

それで、訪問目的について、まず訪問目的①についてであるが、一点目として、訪問地において把握した人事管理上の課題とか改善のための資料を得ると言っているが、これらは、教職員課あるいは小中学校人事グループ、つまり担当グループ内で共有されるべきものとする。二点目として、訪問担当指導主事は1名で訪問しているので、課題等があった場合にそれを共有する必要がある。報告書等が作成されているもの

と考える。学校運営、教育に関する情報は、新聞紙上でも出ているが、その場で解決されるような問題はほとんどない。非常に奥の深い問題が沢山ある。だから、上司にのみ口頭報告というのでは、目的達成は不可能である。

訪問目的②についてであるが、まず一点目として、県教委の一つの主張は、軽易な事項では、口頭で復命することができるという規定があるので、口頭復命していると言っているが、校長の学校運営に関する指導助言内容は、絶対に軽易な内容ではない。だから、文書、復命書が作成されていると思う。二点目として、県教委のもう一つの主張は、現場で指導しているから、上司への復命、報告は、訪問要項と口頭で足りると言っているが、現場の指導ゆえに口頭で足りるとするのは、論理性がない。現場で指導していても非常に重要なことは沢山あるから、口頭で足りるといふことにはならない。いかなる課題があつて、その課題に対して県教委の担当者としてどう指導、助言を行ったのか。これは組織共用文書として共有しなければならないと思う。例えば、訪問する地域にへき地校が存在するところもあれば、そうでないところもある。そうすると、へき地特有の問題があれば、そこへ行った人間が報告書を作って他の指導主事らと共有することが必要になると思う。先程の通知にあつたように、大規模校とか、そういう様々な問題が規模によつてもあるので、それらも報告書が作成されなければ問題の共有ができない。三点目として、担当指導主事等は、数年で現場に戻ってしまう。交代していく。大体校長や教頭に戻っていく。だから、学校訪問により把握された課題は、組織内に蓄積されて、後任者が確認できる状態にあるものとする。つまり、関係文書は存在するということで、結論であるが、訪問目的から考え、報告文書等が作成されなければならないし、作成されているものとする。だから、請求のように何らかの文書が存在するものとする。

本件は小中学校人事グループが行つたものであるが、県立学校人事グループによる学校訪問、学校視察についても、異議申立てがなされ、答申が出された。県教委は公文書がないと言っていたが、公文書は出てきた。この審査会で、人事管理メモという文書が公文書だと、単なる個人的メモではないと判断された。これが全ての学校であつた訳である。誰がみても公文書だと思ふのに、個人的メモだと言い張つていた訳である。だから、県教委に県立学校人事グループの連中と小中学校人事グループの連中がいて、事務を行つていて、義務制と県立高校とで違ふと思うが、状況から考えたら、なければおかしいと思う。

それから、これは本件の開示・不開示の問題とは若干離れるが、県教委の開示理由説明書に関係して言つておくと、県教委は、経験のない学校運営に不慣れな新任校長を参加させて、それを指導するのだと言つ

ているが、県教委から指導に行く中には、校長経験をしたことがない、つまり教頭から県教委に入って、指導に行っている者がいる。これは完全な矛盾だと思う。経験したことがない者が、幾ら新任とはいえ校長に指導するというのは、全く矛盾である。

そもそも地方教育行政の組織及び運営に関する法律で、市町村立学校の校長や教員の服務監督権限は、市町村教育委員会にある訳で、これは越権行為をしていると言わざるを得ない。

次に、本件の学校訪問要項の一部分によると、次のような流れで行っている。挨拶をし、新採の教員の授業を見る。そして、学校概要説明が各校長からあり、そこで様々な問題が扱われる。校長らが事前に提出した文書に基づいて様々議論される訳である。それで、グループ討議があったので、各グループがその結果を報告する。そして最後に、教職員課の管理主事が何か指導講評するということであるが、学校運営に関するものは、子供の基礎学力の形成から校舎の建物の耐震性の問題まで、ものすごく幅広い。何が議論されたのかは、当然報告されなければ分からないと思う。各校長が色々意見を言う。その中の一校長が報告した、県教委に事前に出した文書の一つであるが、真ん中のところに人事管理上の努力目標とか課題とかあって、「学校の活性化、教員の資質向上に向けての取組について、ポイントを明確にして簡潔に記入」と書かれている。色々校長がそれぞれ書く訳であるが、「課題」のところに、「職員の在校時間が長くなりがちである。特定の職員に負担が偏らないように配慮し、全員が協力するように努めているが、効果的な解決策となっていない。職員の情熱と献身的な勤務姿勢に支えられており、管理職としては感謝するばかりで至らなさを感じている。」と書いてある。一体こういうことについて、県教委がどう指導したのか。もう何十年も学校現場の教職員の労働現場が余りにもブラック度がひどいと言われてきて、どう指導したのかが何もなくて、上司に対して簡単に報告するだけなんというのは、あり得ない話である。

次に、その2年前に小中学校人事グループの学校訪問の開示を受けたときのものであるが、「休憩時間については、担任及び担任以外のものに分けて設定しているが、実質的には担任は休憩時間中も子どもの指導や部活動の指導にあたっているため、十分にはとれていない現状である。特に、週休日に地区の交通安全集会やサッカーやバスケットボールの大会など行われる場合、児童を引率する教員の勤務の振り替えなど現実的にできにくい状況がある。」と書いてある。つまり、労働基準法で定められた休憩が毎日取れていない、違法状態があると校長が書いている訳である。それから、週休日に働かせても、その代休が与えられない状態だと校長が書いている訳である。

つまり、一貫して、一つの例として、こういう労働実態が全く解決できていない。それに対してどう指導したか、あるいはどういうふうな訪問、指導主事がまとめているかというのは、絶対にあるとしか言えない。法律違反の状況があつて、そのままにしているなんていうのは、幾ら愛知県教委がひどくても考えられないので、結論として何か報告文書が存在するのではないかと考える。

3 実施機関の主張要旨

実施機関の主張は、次の理由により本件行政文書を特定して開示としたというものである。

(1) 本件行政文書について

本件行政文書は、平成 26 年度に教育委員会管理部教職員課小中学校人事グループ（以下「小中人事グループ」という。）職員が愛知県内の市町村立小中学校を訪問する前に、訪問先の小中学校が作成の上、小中人事グループに提出した訪問要項であり、訪問期日、訪問日程、訪問校名、教職員の人数、学級数、教職員の通勤状況、休暇の取得状況、人事管理上の努力目標・課題、不祥事防止の取組等を記載することとなっている。

(2) 本件行政文書を特定した理由

ア 本件開示決定に係る開示請求書には、「2014（H26）年度の、教職員課による小中学校訪問に関するすべての文書。復命書、報告書等を含む。」と記載されていた。

開示請求書にある「教職員課による小中学校訪問」とは、小中人事グループ職員等が毎年度行っている小中学校訪問であり、訪問校の校長に対し、学校運営に関する指導及び助言を行うものである。訪問先となる小中学校の選定は、毎年4月に小中人事グループが通知する訪問校の選定条件を基に、各教育事務所によって選定されることとなっている。

本件行政文書は、平成 26 年度に実施した教育委員会管理部教職員課（以下「教職員課」という。）による小中学校訪問のうち、別記の 13 校の訪問に係るものである。

イ 校長は校務をつかさどり、学校の活性化、教員の資質向上、不祥事防止のために日頃から職場内で教職員同士のコミュニケーションを取っていくこと等を各学校の運営目標や小中人事グループからの通知に基づき取り組む必要がある。これらを円滑に行うためには、それまで校長として培ってきた職務の実績、経験等が必要となるが、新任校長においては、学校運営に不慣れな場合が想定されるため、訪問校に必ず加えることとされている。

小中学校訪問についての復命及び報告は、愛知県教育委員会事務局等職員服務規程（昭和 39 年愛知県教育委員会訓令第 1 号）第 24 条第 2

項に、「出張を命ぜられた職員は、帰庁したときは、上司に随行した場合を除き、速やかに復命書を作り、旅行命令権者に提出しなければならない。ただし、軽易な事項については、口頭で復命することができる。」と規定されており、同項に基づき口頭で行っている。

これは、小中学校訪問の目的が、学校の活性化、教員の資質向上、不祥事防止の取組等の学校運営が適切に行われているかを直接確認の上、指導及び助言をすることであるため、あらかじめ訪問校が作成した訪問要項を参考に訪問現場で指導及び助言を行っており、上司への復命及び報告は、当該訪問要項と口頭によれば足りるからである。

よって、別記の 13 校に係る教職員課による小中学校訪問については、本件行政文書を特定し、開示決定を行ったものである。

4 審査会の判断

(1) 判断に当たっての基本的考え方

条例は、第 1 条に規定されているとおり、行政文書の開示を請求する権利を保障し、実施機関の管理する情報の一層の公開を図り、もって県の有するその諸活動を県民に説明する責務が全うされ、公正で民主的な県政の推進に資することを目的として制定されたものであり、原則開示の理念のもとに解釈・運用されなければならない。

そして、この目的を達成するためには、開示請求の対象となる行政文書が適切に特定されることが前提となる。

当審査会は、行政文書の開示を請求する権利が不当に侵害されることのないよう、実施機関及び異議申立人のそれぞれの主張から、本件開示請求に係る文書の特定について、以下判断するものである。

(2) 本件行政文書の特定について

ア 実施機関によれば、教職員課では、毎年度、県内の市町村立小中学校の訪問（以下「小中学校訪問」という。）を行っているが、各地域ごとに新任の校長が参加し、教職員課職員は、あらかじめ各校が作成した学校訪問要項を参考にして学校運営に関する指導及び助言を行っているとのことである。

本件行政文書は、平成 26 年度に別記の 13 校で開催された小中学校訪問に参加した各小中学校が作成し、教職員課に提出された学校訪問要項である。実施機関は、本件行政文書の全てを開示としている。

なお、本件開示請求に対し、実施機関は、小中学校訪問の実施について各教育事務所長宛てに通知した文書である「公立小・中学校の訪問について（通知）」（平成 26 年 4 月 11 日付け 26 教職第 80 号教育委員会教育長通知）については、別途開示決定を行うとともに、学校訪問要項の表紙のうち不開示とすべき部分があるものについては、別途一部開示決

定を行っている。

異議申立人は、異議申立書において、復命書、報告書等の開示を求めている。

よって、本件開示請求に対し、実施機関が本件開示決定において特定した本件行政文書並びに別途の開示決定及び一部開示決定において特定した行政文書（以下「別件行政文書」という。）のほかに、対象となる行政文書があるか否かについて、以下検討する。

イ 実施機関によれば、小中学校訪問の目的は、学校運営が適切に行われているかを直接確認の上、指導及び助言をすることであるため、あらかじめ各校が作成した学校訪問要項を参考に、訪問現場で指導及び助言を行っており、上司への復命及び報告は、当該学校訪問要項と口頭によれば足りるとのことである。

ウ 愛知県教育委員会事務局等職員服務規程第 24 条第 2 項には「出張を命ぜられた職員は、帰庁したときは、上司に随行した場合を除き、速やかに復命書を作り、旅行命令権者に提出しなければならない。」と規定されているものの、同項ただし書に「軽易な事項については、口頭で復命することができる。」と規定されていることからすれば、全ての出張について復命書を作成することは義務付けられておらず、復命書の作成については、当該用務の軽重に応じ、個々に判断しているものと解される。

エ 当審査会において、実施機関が特定した本件行政文書である学校訪問要項を見分したところ、教職員の人数、学級数、教職員の通勤状況、休暇の取得状況等のほか、校長が考える人事管理上の努力目標・課題や不祥事防止の取組が記載されていることが認められた。

オ 小中学校訪問は、当日の状況を踏まえて後日改めて指導及び助言をするといった性質のものではなく、学校訪問要項に学校運営に関する取組等が記載されており、これを参考に訪問現場で教職員課職員が指導及び助言を行うものであることからすれば、小中学校訪問の復命書、報告書等が存在しないとしても、不自然、不合理とまではいえない。

カ 以上のことから、本件開示請求に対し、実施機関が特定した本件行政文書及び別件行政文書のほかに、対象となる行政文書は存在しないものと認められる。

(3) 異議申立人のその他の主張について

異議申立人は、その他種々主張しているが、本件行政文書の特定に誤りがないことについては、前記(2)において述べたとおりであるから、異議申立人のその他の主張は、当審査会の判断に影響を及ぼすものではない。

(4) まとめ

以上により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

別記

- 平成 26 年度学校訪問要項（平成 26 年 5 月 12 日 設楽町立田峯小学校）
- 平成 26 年度学校訪問要項（平成 26 年 5 月 15 日 扶桑町立扶桑東小学校）
- 平成 26 年度学校訪問要項（平成 26 年 6 月 6 日 みよし市立三好丘小学校）
- 平成 26 年度学校訪問要項（平成 26 年 6 月 13 日 豊川市立小坂井東小学校）
- 平成 26 年度学校訪問要項（平成 26 年 6 月 17 日 一宮市立尾西第二中学校）
- 平成 26 年度学校訪問要項（平成 26 年 6 月 19 日 南知多町立日間賀中学校）
（表紙を除く。）
- 平成 26 年度学校訪問要項（平成 26 年 6 月 24 日 瀬戸市立幡山中学校）
- 平成 26 年度学校訪問要項（平成 26 年 6 月 26 日 岡崎市立竜谷小学校）
- 平成 26 年度学校訪問要項（平成 26 年 10 月 10 日 刈谷市立住吉小学校）
- 平成 26 年度学校訪問要項（平成 26 年 10 月 20 日 蟹江町立須西小学校）
- 平成 26 年度学校訪問要項（平成 26 年 10 月 21 日 小牧市立応時中学校）
- 平成 26 年度学校訪問要項（平成 26 年 11 月 17 日 豊橋市立牟呂中学校）
- 平成 26 年度学校訪問要項（平成 26 年 11 月 25 日 東海市立平洲小学校）
（表紙を除く。）

(審査会の処理経過)

年 月 日	内 容
27. 4. 21	諮問
27. 6. 12	実施機関から開示理由説明書を受理
27. 6. 16	異議申立人に実施機関からの開示理由説明書を送付
28. 2. 25 (第482回審査会)	実施機関職員から開示理由等を聴取
28. 3. 18 (第484回審査会)	異議申立人の意見陳述
28. 8. 25 (第497回審査会)	審議
28. 9. 15 (第499回審査会)	審議
28. 11. 24	答申

答申第 814 号

諮問第 1374 号

件名：訴状の一部開示決定に関する件

答 申

1 審査会の結論

愛知県知事（以下「知事」という。）が、「宗教法人規則変更認証処分取消請求事件に係る訴状」（以下「本件行政文書」という。）の一部開示決定において、個人の氏名、郵便番号、住所及び経歴が分かる部分（以下「個人の氏名等」という。）並びに原告訴訟代理人弁護士の印影（以下「弁護士の印影」という。）を不開示としたことは妥当である。

2 異議申立ての内容

(1) 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、異議申立人が平成 27 年 3 月 13 日付けで愛知県情報公開条例（平成 12 年愛知県条例第 19 号。以下「条例」という。）に基づき行った開示請求に対し、知事が同月 27 日付けで行った一部開示決定の取消しを求めるといものである。

(2) 異議申立ての理由

異議申立人の主張する異議申立ての理由は、次のとおりである。
条例第 7 条第 2 号、第 3 号イに該当しない。

3 実施機関の主張要旨

実施機関の主張は、次の理由により本件行政文書を一部開示としたといものである。

(1) 本件行政文書について

本件行政文書は、愛知県を被告として、平成 26 年 6 月 4 日付けで提訴された宗教法人規則変更認証処分取消請求事件に係る訴状である。

本件行政文書には、表題、提訴日、宛先（裁判所名）、原告の郵便番号、住所及び氏名、原告訴訟代理人弁護士の郵便番号、事務所所在地、電話番号、FAX 番号及び氏名、被告の郵便番号、所在地、名称及び代表者氏名、事件の名称、請求の趣旨、請求の原因等が記載されている。

このうち不開示とした部分は、個人の氏名等及び弁護士の印影である。

(2) 条例第 7 条第 2 号該当性について

ア 条例第 7 条第 2 号本文該当性について

個人の氏名等は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別する

ことができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものである。

したがって、個人の氏名等は、条例第7条第2号本文に該当する。

イ 条例第7条第2号ただし書該当性について

(ア) 民事訴訟法（平成8年法律第109号。以下「法」という。）第91条第1項では、「何人も、裁判所書記官に対し、訴訟記録の閲覧を請求することができる。」と規定されているが、同条第2項では、公開を禁止した口頭弁論に係る訴訟記録の閲覧については当事者及び利害関係を疎明した第三者に制限することが規定されている。また、同条第3項では、当事者及び利害関係を疎明した第三者は、訴訟記録の謄写又はその正本、謄本若しくは抄本の交付を請求することができる規定されているが、それ以外の者は訴訟記録の閲覧を請求できるにすぎず、訴訟記録等の交付を請求することは認められていない。さらに法第92条第1項では、秘密保護のための閲覧等の制限が規定され、裁判所は、当事者の申立てにより、決定で、訴訟記録中の秘密記載部分の閲覧等の請求をすることができる者を当事者に限ることができるとされている。

このように、訴訟記録の閲覧等は、あらゆる場面に認められているものではなく、プライバシー保護の観点から制約を受けるものであり、一般に訴訟記録に記載された情報が条例第7条第2号ただし書イに該当するとまでは認められない。

したがって、個人の氏名等は、同号ただし書イに該当しない。

(イ) 個人の氏名等における個人は公務員ではないため、個人の氏名等は、条例第7条第2号ただし書ハには該当しない。

また、個人の氏名等が、同号ただし書ロ及びニにも該当しないことは明らかである。

ウ 以上のことから、個人の氏名等は、条例第7条第2号に該当する。

(3) 条例第7条第3号イ該当性について

弁護士は事業を営む個人であるところ、不開示とした弁護士の印影は訴状に押印されたものであり、当該弁護士において、その印影を事業活動上関わりのない不特定多数の者に対し広く一般に公開しているとは認められない。

したがって、このような状況にあつて、事業を営む個人の内部管理に属する情報である当該印影を公にすることは、当該事業者の正当な利益を害するおそれがあると認められるため、弁護士の印影は条例第7条第3号イに該当する。

4 審査会の判断

(1) 判断に当たっての基本的考え方

条例は、第 1 条に規定されているとおり、行政文書の開示を請求する権利を保障し、実施機関の管理する情報の一層の公開を図り、もって県の有するその諸活動を県民に説明する責務が全うされ、公正で民主的な県政の推進に資することを目的として制定されたものであり、原則開示の理念のもとに解釈・運用されなければならない。

当審査会は、行政文書の開示を請求する権利が不当に侵害されることのないよう、原則開示の理念に立って、条例を解釈し、以下判断するものである。

(2) 本件行政文書について

本件行政文書は、愛知県を被告として提訴された特定の事件に係る訴状であり、その記載内容は、前記 3(1)で実施機関が説明するとおりであると認められる。

実施機関は、個人の氏名等を条例第 7 条第 2 号に、弁護士の印影を同条第 3 号イに該当するとして不開示としている。

(3) 条例第 7 条第 2 号該当性について

ア 条例第 7 条第 2 号は、基本的人権を尊重する立場から、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。以下同じ。）が記録されている行政文書は、不開示とすることを定めるとともに、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれのある情報が記録された行政文書についても、同様に不開示とすることを定めたものである。

また、その一方で、ただし書イからニまでのいずれかに規定された情報が記録されている行政文書については、条例の目的に照らし、原則開示と個人の権利利益の最大限の尊重との調整を図ることにより、開示することとしたものである。

この考え方にに基づき、個人の氏名等が同号に該当するか否かを、以下検討する。

イ 条例第 7 条第 2 号本文該当性について

個人の氏名等は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものであると認められることから、条例第 7 条第 2 号本文に該当する。

ウ 条例第 7 条第 2 号ただし書該当性について

(ア) 裁判所の判決については、裁判所がインターネットで公表するなど公にされている場合があり、また、法による訴訟記録の閲覧等の制度があることから、個人の氏名等が記録されている訴訟記録の条例第 7

条第 2 号ただし書イ該当性について、以下検討する。

裁判所が判決の内容をインターネットなどで公表する場合においては、ほとんどの事件において、判決書中の個人名は伏せられている。また、法第 91 条第 1 項では、「何人も、裁判所書記官に対し、訴訟記録の閲覧を請求することができる。」と規定されているが、同条第 2 項では、公開を禁止した口頭弁論に係る訴訟記録の閲覧については当事者及び利害関係を疎明した第三者に制限することが規定されている。また、同条第 3 項では、当事者及び利害関係を疎明した第三者は、訴訟記録の謄写又はその正本、謄本若しくは抄本の交付を請求することができるが、それ以外の者は訴訟記録の閲覧を請求できないにすぎず、訴訟記録の謄写等を請求することは認められていない。さらに、法第 92 条第 1 項では、秘密保護のための閲覧等の制限が規定され、裁判所は、当事者の申立てにより、決定で、訴訟記録中の秘密記載部分の閲覧等の請求をすることができる者を当事者に限ることができることとされている。

このように、訴訟記録の閲覧等は、あらゆる場面に認められているものではなく、プライバシー保護の観点から制約を受けるものであり、一般に訴訟記録に記載された情報が同号ただし書イに該当するとまでは認められない。

(イ) 個人の氏名等における個人は公務員ではないことから、個人の氏名等は、同号ただし書ハに該当せず、また、同号ただし書ロ及びニに該当しないことは明らかである。

エ 以上のことから、個人の氏名等は、条例第 7 条第 2 号に該当する。

(4) 条例第 7 条第 3 号イ該当性について

ア 条例第 7 条第 3 号イは、自由経済社会においては、法人等又は事業を営む個人の健全で適正な事業活動の自由を保障する必要があることから、事業活動に係る情報で、公にすることにより、当該法人等又は個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものが記録されている行政文書は、不開示とすることを定めたものである。

そして、当該法人等又は個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものとは、事業者の生産・技術・販売上のノウハウ、経理、人事等の内容で、公にすることにより、事業者の事業活動が損なわれると認められる情報のほか、事業者の名誉侵害、社会的評価の低下となる情報等を含むものとされている。

この考え方に基づき、弁護士の印影が同号イに該当するか否かを、以下検討する。

イ 弁護士は事業を営む個人であって、事業を営む個人の印影は、事業を営む個人が事業活動を行う上での内部管理に属する情報であり、これを

公にした場合に、正当な利益を害するおそれがあるかどうかは、当該印影が使用されている状況から判断する必要がある。

当審査会において本件行政文書を見分したところ、弁護士の印影は、訴状に押印されたものであり、当該印影を事業活動上関わりのない不特定多数の者に対し広く一般に公開しているものとは認められない。

よって、そのような状況にあって、当該印影を公にすることは、当該弁護士の正当な利益を害するおそれがあると認められるため、弁護士の印影は、条例第7条第3号イに該当する。

(5) まとめ

以上により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(審査会の処理経過)

年 月 日	内 容
27. 5. 8	諮問
27. 6. 16	実施機関から不開示理由説明書を受理
27. 6. 23	異議申立人に実施機関からの不開示理由説明書を送付
28. 6. 23 (第491回審査会)	実施機関職員から不開示理由等を聴取
28. 8. 25 (第497回審査会)	審議
28. 9. 15 (第499回審査会)	審議
28. 11. 24	答申

答申第 815 号

諮問第 1375 号

件名：控訴状等の一部開示決定に関する件

答 申

1 審査会の結論

愛知県知事（以下「知事」という。）が、「木曾川水系連絡導水路事業公金支出差止請求控訴事件に係る控訴状及び控訴状訂正書」（以下「本件行政文書」という。）の一部開示決定において、控訴人の氏名、郵便番号及び住所（以下「控訴人の氏名等」という。）並びに控訴人ら代理人弁護士印影（以下「弁護士の印影」という。）を不開示としたことは妥当である。

2 異議申立ての内容

(1) 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、異議申立人が平成 27 年 3 月 13 日付けで愛知県情報公開条例（平成 12 年愛知県条例第 19 号。以下「条例」という。）に基づき行った開示請求に対し、知事が同月 24 日付けで行った一部開示決定の取消しを求めるといものである。

(2) 異議申立ての理由

異議申立人の主張する異議申立ての理由は、次のとおりである。
条例第 7 条第 2 号、第 3 号イに該当しない。

3 実施機関の主張要旨

実施機関の主張は、次の理由により本件行政文書の一部開示としたといものである。

(1) 本件行政文書について

本件行政文書は、平成 26 年度に提訴された知事及び愛知県公営企業管理者企業庁長を当事者とする裁判に係る控訴人らから提出された控訴状及び控訴状訂正書である。

控訴状には、表題、日付、裁判所名、控訴人ら代理人弁護士の氏名及び印影、事件名、当事者の表示、原判決主文の表示、控訴の趣旨、控訴人目録等が記載されている。

また、控訴状訂正書には、事件名、日付、控訴人、被控訴人、表題、裁判所名、控訴人ら代理人弁護士の氏名及び印影等が記載されている。

これらのうち、不開示とした部分は、控訴人の氏名等及び弁護士の印影である。

(2) 条例第7条第2号該当性について

ア 本件行政文書のうち、今回不開示とした控訴人の氏名等は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）であるため、条例第7条第2号本文に該当する。

イ 民事訴訟法（平成8年法律第109号。以下「法」という。）第91条第1項では、「何人も、裁判所書記官に対し、訴訟記録の閲覧を請求することができる。」と規定されているが、同条第2項では、公開を禁止した口頭弁論に係る訴訟記録の閲覧については当事者及び利害関係を疎明した第三者に制限することが規定されている。また、同条第3項では、当事者及び利害関係を疎明した第三者は、訴訟記録の謄写又はその正本、謄本若しくは抄本の交付を請求することができる」と規定されているが、それ以外の者は訴訟記録の閲覧を請求できるにすぎず、訴訟記録等の交付を請求することは認められていない。さらに法第92条第1項では、秘密保護のための閲覧等の制限が規定され、裁判所は、当事者の申立てにより、決定で、訴訟記録中の秘密記載部分の閲覧等の請求をすることができる者を当事者に限ることができるとされている。

このように、訴訟記録の閲覧等は、あらゆる場面に認められているものではなく、プライバシー保護の観点から制約を受けるものであり、一般に訴訟記録に記載された情報が条例第7条第2号ただし書イに該当するとまでは認められない。

また、控訴人に公務員が含まれていたとしても、訴訟の当事者となったことは、その職務の遂行に係る情報とは認められないことから、控訴人の氏名等は、同号ただし書ハには該当しない。

さらに、控訴人の氏名等が同号ただし書ロ及びニに該当しないことは明らかである。

ウ 以上のことから、控訴人の氏名等は、条例第7条第2号に該当する。

(3) 条例第7条第3号イ該当性について

本件行政文書のうち、今回不開示とした弁護士の印影は、控訴状及び控訴状訂正書に押印されたものであるが、その印影を事業活動上関わりのない不特定多数の者に対し広く一般に公開しているとは認められず、当該弁護士の印影を公にすることは、当該弁護士の正当な利益を害するおそれがあると認められるため、弁護士の印影は、条例第7条第3号イに該当する。

4 審査会の判断

(1) 判断に当たっての基本的考え方

条例は、第1条に規定されているとおり、行政文書の開示を請求する権利を保障し、実施機関の管理する情報の一層の公開を図り、もって県の有

するその諸活動を県民に説明する責務が全うされ、公正で民主的な県政の推進に資することを目的として制定されたものであり、原則開示の理念のもとに解釈・運用されなければならない。

当審査会は、行政文書の開示を請求する権利が不当に侵害されることのないよう、原則開示の理念に立って、条例を解釈し、以下判断するものである。

(2) 本件行政文書について

本件行政文書は、知事及び愛知県公営企業管理者企業庁長を被控訴人として控訴された特定の事件に係る控訴状及び控訴状訂正書であり、その記載内容は、前記3(1)で実施機関が説明するとおりであると認められる。

実施機関は、控訴人の氏名等を条例第7条第2号に、弁護士の印影を同条第3号イに該当するとして不開示としている。

(3) 条例第7条第2号該当性について

ア 条例第7条第2号は、基本的人権を尊重する立場から、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。以下同じ。）が記録されている行政文書は、不開示とすることを定めるとともに、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれのある情報が記録された行政文書についても、同様に不開示とすることを定めたものである。

また、その一方で、ただし書イからニまでのいずれかに規定された情報が記録されている行政文書については、条例の目的に照らし、原則開示と個人の権利利益の最大限の尊重との調整を図ることにより、開示することとしたものである。

この考え方に基づき、控訴人の氏名等が同号に該当するか否かを、以下検討する。

イ 条例第7条第2号本文該当性について

控訴人の氏名等は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであると認められることから、条例第7条第2号本文に該当する。

ウ 条例第7条第2号ただし書該当性について

(ア) 裁判所の判決については、裁判所がインターネットで公表するなど公にされている場合があり、また、法による訴訟記録の閲覧等の制度があることから、控訴人の氏名等が記録されている訴訟記録の条例第7条第2号ただし書イ該当性について、以下検討する。

裁判所が判決の内容をインターネットなどで公表する場合においては、ほとんどの事件において、判決書中の個人名は伏せられている。また、法第91条第1項では、「何人も、裁判所書記官に対し、訴訟記

録の閲覧を請求することができる。」と規定されているが、同条第 2 項では、公開を禁止した口頭弁論に係る訴訟記録の閲覧については当事者及び利害関係を疎明した第三者に制限することが規定されている。また、同条第 3 項では、当事者及び利害関係を疎明した第三者は、訴訟記録の謄写又はその正本、謄本若しくは抄本の交付を請求することができる」と規定されているが、それ以外の者は訴訟記録の閲覧を請求できにすぎず、訴訟記録の謄写等を請求することは認められていない。さらに、法第 92 条第 1 項では、秘密保護のための閲覧等の制限が規定され、裁判所は、当事者の申立てにより、決定で、訴訟記録中の秘密記載部分の閲覧等の請求をすることができる者を当事者に限ることができる」とされている。

このように、訴訟記録の閲覧等は、あらゆる場面に認められているものではなく、プライバシー保護の観点から制約を受けるものであり、一般に訴訟記録に記載された情報が同号ただし書イに該当するとまでは認められない。

(イ) 控訴人の氏名等における個人が公務員である場合も、訴訟の当事者となったことは、その職務の遂行に係る情報とは認められないことから、控訴人の氏名等は、同号ただし書ハに該当しない。さらに、控訴人の氏名等が同号ただし書ロ及びニに該当しないことは明らかである。

エ 以上のことから、控訴人の氏名等は、条例第 7 条第 2 号に該当する。

(4) 条例第 7 条第 3 号イ該当性について

ア 条例第 7 条第 3 号イは、自由経済社会においては、法人等又は事業を営む個人の健全で適正な事業活動の自由を保障する必要があることから、事業活動に係る情報で、公にすることにより、当該法人等又は個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものが記録されている行政文書は、不開示とすることを定めたものである。

そして、当該法人等又は個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものとは、事業者の生産・技術・販売上のノウハウ、経理、人事等の内容で、公にすることにより、事業者の事業活動が損なわれると認められる情報のほか、事業者の名誉侵害、社会的評価の低下となる情報等を含むものとされている。

この考え方にに基づき、弁護士の印影が同号イに該当するか否かを、以下検討する。

イ 弁護士は事業を営む個人であって、事業を営む個人の印影は、事業を営む個人が事業活動を行う上での内部管理に属する情報であり、これを公にした場合に、正当な利益を害するおそれがあるかどうかは、当該印影が使用されている状況から判断する必要がある。

当審査会において本件行政文書を見分したところ、弁護士の印影は、

控訴状及び控訴状訂正書に押印されたものであり、当該印影を事業活動上関わりのない不特定多数の者に対し広く一般に公開しているものとは認められない。

よって、そのような状況にあつて、当該印影を公にすることは、当該弁護士の正当な利益を害するおそれがあると認められるため、弁護士の印影は、条例第7条第3号イに該当する。

(5) まとめ

以上により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(審査会の処理経過)

年 月 日	内 容
27. 5. 11	諮問
27. 6. 24	実施機関から不開示理由説明書を受理
27. 6. 26	異議申立人に実施機関からの不開示理由説明書を送付
28. 4. 14 (第486回審査会)	実施機関職員から不開示理由等を聴取
28. 8. 25 (第497回審査会)	審議
28. 9. 15 (第499回審査会)	審議
28. 11. 24	答申

答申第 816 号

諮問第 1378 号

件名：産業廃棄物中間処理施設許可申請書および伴うすべての文書の不開示（不
存在）決定に関する件

答 申

1 審査会の結論

愛知県知事（以下「知事」という。）が、別記に掲げる文書（以下「本件請求対象文書」という。）について、不存在を理由として不開示としたことは妥当である。

2 異議申立ての内容

(1) 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、異議申立人が平成 27 年 3 月 23 日付けで愛知県情報公開条例（平成 12 年愛知県条例第 19 号。以下「条例」という。）に基づき行った開示請求に対し、知事が同年 4 月 6 日付けで行った不開示決定の取消しを求めるというものである。

(2) 異議申立ての理由

ア 異議申立書における主張

異議申立人の異議申立書における主張は、次のとおりである。

当該行政文書の存在も明らかにされず、また、申立人が知り得ている文書さえも「開示請求に係る行政文書を作成又は取得していない」とされているため。

イ 意見陳述における主張

異議申立人の意見陳述における主張は、おおむね次のとおりである。

(ア) 昨年、無農薬米を作っている領有部に産業廃棄物中間処理施設ができるということを知り、今まで環境保全型農業ということやってきたところに、どんな計画なのか、その実態が知りたくて開示請求をした。

その回答が文書不存在ということだが、平成 27 年 2 月 20 日に東三河総局県民環境部から A さんに「特定の事業者に関するご質問について（回答）」という回答が出ている。また、平成 27 年 3 月 3 日には、B さんが署名を集めて、提出している。これが公文書の扱い、私が全ての文書と申請した中に含まれないものなのか。

一応、申請に伴う文書であって、申請書を事業者が撤回したため、全ての文書がないので、公文書の不存在は別段不思議なことではない

というような回答はなされているが、重大な問題ではないかと思った。

また、今回の開示請求をする前後に、米の生産者、それから消費者の間で、計画が明らかになるにしたがって、これは大変なことだからということで、大きな反対運動をやろうというような機運が出てきた。開示請求をする前に勉強会をやり、機運が出てきたところで事業者が撤退するというようなことがあり、既に私が平成 27 年 3 月 23 日に開示請求をしたときには、かなりの打診が県の方にあったのではないかと。あったのかないのか分からないが、ただ、文書が不存在とされた。

その後、事業者が撤退したという文書が平成 27 年 3 月 26 日に出されているが、4 月の不存在とされた日に分かっているのに、既に分かっていることが、受け付けた時点ではなかったからということで明らかにされなくて、再度開示請求をして、平成 27 年 3 月 26 日に撤退の文書、報告書が出されていることを知った。

早くに問題を明らかにしていかないと、そのままごみの山が残されてしまうという事例に出会っている。今回は早くに撤退されて、ごみの山を作られなくてよかったなという気がしている。

A さんにしても B さんの署名にしても、それから私も、健康に関するところで動いたような訳だが、これがもう一つ役所と連携して、情報開示のところでも色々なところで連携していけないものかと思って、あえて異議申立てをした。

(イ) 以前から県内の産業廃棄物問題に取り組んできており、裁判の判決でも、ここの審査会の判断でも、企業の情報、個人情報よりも、地域の住民の健康、環境を守ることが優先するので、企業名等も公表すべきということが判断された。それが、少しずつ忘れ去られてしまっているのではないかなと思っている。

全国で、産業廃棄物の問題、どんな問題が今でも起きているのか十分承知している。一旦できてしまうと、かなり違法行為が多い。周りに住んでいる方々の、本当に苦痛というか、声に出し切れない声も拾いながら、この間、活動をしてきている。

そうした中で、そういった視点でもって、県もやはり住民の情報を得ながら、より沢山の情報の下に許可を出すか出さないか、そういった判断をしていくべきだと考えている。だから、できるだけ県の持つ情報を公開しながら、地域住民とともに考える、それが基本であろうと思っている。

今回、とても矛盾に感じるものが何点かある。

業者は、許可の申請をする前に、県や市に事前協議をする。火災の問題、水の問題、色々な点で問題がないか事前協議がされる訳である。そういった話合いをしたときは、県は基本的に、何月何日に誰々さん

が来ていて、名刺のコピーまで残しながら話合いを進めていく。だから、Aさんに回答がされたという文書があるが、回答するからには、そういった事前協議に関する資料が存在しないということは、私はあり得ないであろうと思っている。

また、Aさんからの質問状、その回答、それから、署名の名前とは言わないが、どんな内容の署名が出たかというものは、今まで私も情報公開請求をしているが、こういったものは一々特定しなくても出てきているので、その点も付け加えたい。

それから、平成27年3月26日に業者から県に、中止したという通知書が出ている。この通知書を業者が出したということは、それなりに県との話合いが持たれていた。そうでなければ、こんな通知書が出る訳がない。だから、文書不存在というのは、私としては、とても納得ができない。

今、産業廃棄物の問題は、とても被害が見えにくくなってきている。だからこそ、市民との情報共有。県の職員は3年ぐらいで替わってってしまう。地域のことを知っているのは、その地域に住んでいる住民なので、できるだけ公開が原則であろうと考える。その点を踏まえて、この不服申立ての判断をしてもらいたい。

3 実施機関の主張要旨

実施機関の主張は、次の理由により本件請求対象文書を作成又は取得しておらず、不存在であるので、不開示としたというものである。

(1) 本件請求対象文書について

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第15条第1項では、産業廃棄物処理施設を設置しようとする者は、当該産業廃棄物処理施設を設置しようとする地を管轄する都道府県知事の許可を受けなければならないと規定しており、この許可を受けようとする者は同条第2項に基づき、申請書を提出しなければならないとされている。

開示請求書に記載された、特定の事業者産業廃棄物中間処理施設（廃アスファルト・コンクリート破碎施設）は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号。以下「令」という。）第2条第9号及び第6条第1項第3号イ(5)の規定により産業廃棄物であるがれき類の破碎施設に該当し、1日当たりの処理能力が5トンを超える場合は、令第7条第8号の2の規定により、法第15条第1項の都道府県知事の許可を受ける必要がある産業廃棄物処理施設に該当する。

よって、本件請求対象文書は、特定の事業者が令第7条第8号の2に定める産業廃棄物処理施設の設置の許可を受けるため、法第15条第2項に基

づき申請した申請書及び添付書類並びに同項に基づく申請後に県が取得した当該申請に伴う全ての文書であると解した。

(2) 本件請求対象文書の存否について

開示請求の時点において、特定の事業者から知事に対し、行政手続法（平成5年法律第88号）第2条第3号に定める申請の意思は示されておらず、法第15条第2項に規定する申請書の提出はなかった。申請書が存在しない以上、「伴うすべての文書」、すなわち申請書の添付書類や申請後に県が取得した当該申請に伴う文書は存在し得ない。

こうしたことから、「開示請求に係る行政文書を管理していない」ため、不開示決定を行ったものである。

(3) 異議申立書の主張について

異議申立人は、異議申立書において、「当該行政文書の存在も明らかにされず、また、申立人が知り得ている文書さえも「開示請求に係る行政文書を作成又は取得していない」とされている」と主張している。

しかし、本件開示請求に対して行政文書不開示決定通知書において、「開示請求に係る行政文書を作成又は取得していないため」として、本件請求対象文書が不存在であることを明示している。

また、異議申立人に確認したところ、「申立人が知り得ている文書」とは、特定の事業者が産業廃棄物処理施設の設置を計画している段階で、異議申立人の知人から副知事宛てに郵送された質問書及びこれに対する愛知県東三河総局県民環境部環境保全課廃棄物対策グループからの回答文書を指すとのことであった。

この、「申立人が知り得ている文書」は、産業廃棄物処理施設の設置が計画されている段階で作成されたものであり、この計画は申請書の提出に至らなかったことから、「申請書および伴うすべての文書」に該当しないことは明らかであり、異議申立人の主張は当を得ていない。

4 審査会の判断

(1) 判断に当たっての基本的考え方

条例第5条に規定されているとおり、何人も行政文書の開示を請求する権利が保障されているが、開示請求権が認められるためには、実施機関が行政文書を管理し、当該文書が存在することが前提となる。

当審査会は、行政文書の開示を請求する権利が不当に侵害されることのないよう、実施機関及び異議申立人のそれぞれの主張から、本件請求対象文書の存否について、以下判断するものである。

(2) 本件請求対象文書について

本件請求対象文書は、愛知県東三河総局が管理する文書のうち、特定の事業者が令第7条第8号の2に定める産業廃棄物処理施設の設置許可を受

けるため、法第 15 条第 2 項の規定に基づき提出した申請書及びその添付書類等の当該申請書に伴う全ての文書であると解される。

(3) 本件請求対象文書の存否について

ア 実施機関によると、特定の事業者から知事に対し、法第 15 条第 2 項に定める申請書の提出はなく、申請がない以上、申請書の添付書類や申請後に県が取得した当該申請に伴う文書は存在し得ないとのことである。

イ 特定の事業者から法第 15 条第 2 項に定める申請書が提出されていないことからすれば、その添付書類等の当該申請書に伴う文書も含めて本件請求対象文書が存在しないとする実施機関の説明に、特段不自然、不合理な点があるとは認められない。

また、他に本件請求対象文書が存在するとうかがわれる事情も推認することができない。

ウ なお、異議申立人は、特定の事業者が産業廃棄物中間処理施設の設置を計画している段階の文書等について、特定すべきである旨主張する。

当審査会が事務局職員をして実施機関に確認させたところ、本件開示請求は申請書が提出されているか否かが争点となる中で請求があったものであり、当初は本件開示請求に係る開示請求書に「…許可申請に伴うすべての文書」と記載されていたが、愛知県東三河総局の担当職員が開示請求者に請求内容を確認する中で、請求内容が申請書及び添付書類並びに申請後に県が取得した当該申請に伴う全ての文書であることを明確にするため、開示請求者に「…許可申請書および伴うすべての文書」とするよう補正を求めたとのことであった。

こうした事情に加え、本件開示請求に係る開示請求書の「…許可申請書および伴うすべての文書」という記載からすれば、本件開示請求は、特定の事業者からの産業廃棄物処理施設の設置許可申請書の提出を前提としているものと解され、実施機関が、特定の事業者が産業廃棄物中間処理施設の設置を計画している段階の文書等を本件請求対象文書に該当しないと判断したことが不適切であるとは認められない。

エ 以上のことから、本件請求対象文書を作成又は取得しておらず、不存在であるとしたことについての実施機関の説明に、特段不自然、不合理な点があるとは認められない。

(4) 異議申立人のその他の主張について

異議申立人は、その他種々主張しているが、本件請求対象文書の存否については、前記(3)において述べたとおりであることから、異議申立人のその他の主張は、当審査会の判断に影響を及ぼすものではない。

(5) まとめ

以上により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

別記

特定の事業者産業廃棄物中間処理施設（廃アスファルト・コンクリート破碎処理施設）許可申請書および伴うすべての文書

(審査会の処理経過)

年 月 日	内 容
27. 5. 12	諮問
27. 6. 18	実施機関から不開示理由説明書を受理
27. 7. 1	異議申立人に実施機関からの不開示理由説明書を送付
27. 11. 2 (第 472 回審査会)	実施機関職員から不開示理由等を聴取
28. 2. 15 (第 481 回審査会)	異議申立人の意見陳述
28. 6. 30 (第 492 回審査会)	審議
28. 9. 23 (第 500 回審査会)	審議
28. 11. 24	答申

答申第 817 号

諮問第 1400 号

件名：退職者関係事務及び派遣関係事務の検討・相談資料の不開示決定に関する件

答 申

1 審査会の結論

愛知県知事（以下「知事」という。）が、退職者関係事務及び派遣関係事務の検討・相談資料（以下「本件行政文書」という。）を不開示としたことは妥当である。

2 異議申立ての内容

(1) 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、異議申立人が平成 27 年 7 月 10 日付けで愛知県情報公開条例（平成 12 年愛知県条例第 19 号。以下「条例」という。）に基づき行った開示請求に対し、知事が同月 27 日付けで行った不開示決定の取消しを求めるというものである。

(2) 異議申立ての理由

異議申立人の主張する異議申立ての理由は、次のとおりである。

ア 「愛知県情報公開条例第 7 条第 2 号に該当」が不開示理由として失当であること

本件文書は、いわゆる公務員の天下りに係る状況、経緯を示すものである。すなわち、本件文書に係る「個人」は、愛知県情報公開条例第 7 条第 2 号のただし書き「ハ」でいうところの「公務員等」に該当するのは明らかであり、法人によっては「ニ」にも該当すると考えられる。

イ 「愛知県情報公開条例第 7 条第 6 号に該当」が不開示理由として失当であること

本件文書は、人事管理に係る内容ではあるものの、その主体は同号が示す「県の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人」のいずれでもない。

3 実施機関の主張要旨

実施機関の主張は、次の理由により本件行政文書を不開示としたというものである。

(1) 本件行政文書について

異議申立人は、本件開示請求において、「愛知環状鉄道、愛知県健康づく

り振興事業団を含む愛知県出資法人の2010年4月以降の役員人事に関し、各法人から愛知県に寄せられた要望等に関し、愛知県庁内での調整、意思決定等に係る一切の文書」の開示を求めている。当該請求に係る事務として、愛知県総務部人事局人事課（以下「人事課」という。）においては、企業・団体等（以下「団体」という。）から、県を退職する職員（退職した者を含む。以下「県退職者」という。）に係る人材要請調書の提出を受けて、県退職者の中から当該団体へ適任者を推薦する事務（以下「退職者関係事務」という。）や、公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成12年法律第50号）及び公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成13年愛知県条例第64号）の規定に基づき、団体から依頼を受けて、派遣者を回答する事務（以下「派遣関係事務」という。）を行っており、推薦する適任者を決定又は派遣する者を決定するために作成する検討・相談資料を保有しているため、これを本件行政文書として特定した。

なお、本件行政文書は、退職者関係事務の検討・相談資料は、職員の職名、氏名、職種、職級及び住所、適任者として推薦する団体名及び職名等で、派遣関係事務の検討・相談資料は、依頼のあった団体名及び職名、現任者及び後任者の氏名、職種、年齢、職級、住所等で構成されている。

(2) 条例第7条第2号該当性について

本件行政文書のうち、退職者関係事務の検討・相談資料には、職員の職種、職級、住所等が、派遣関係事務の検討・相談資料には、現任者及び後任者の職種、年齢、職級、住所等が記載されており、これらの情報は個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）であることから、条例第7条第2号本文に該当する。

また、これらの情報は、法令若しくは条例の定めるところにより又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報には該当しないため、条例第7条第2号ただし書イに該当せず、職員の私的な情報であり、当該職員の職務遂行に係る情報には該当しないため、同号ただし書ハに該当せず、交際費及び需用費の執行に伴うものではないため、同号ただし書ニに該当せず、さらに同号ただし書ロに該当しないことは明らかである。

よって、本件行政文書は、条例第7条第2号に該当する。

(3) 条例第7条第6号該当性について

本件行政文書は、推薦する適任者及び派遣する者を決定するための検討・相談資料であり、その候補者は検討の過程で変更となり得るものである。こうした検討過程の情報を公にすることになると、県の人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがある。

よって、条例第7条第6号に該当する。

4 審査会の判断

(1) 判断に当たっての基本的考え方

条例は、第1条に規定されているとおり、行政文書の開示を請求する権利を保障し、実施機関の管理する情報の一層の公開を図り、もって県の有するその諸活動を県民に説明する責務が全うされ、公正で民主的な県政の推進に資することを目的として制定されたものであり、原則開示の理念のもとに解釈・運用されなければならない。

当審査会は、行政文書の開示を請求する権利が不当に侵害されることのないよう、原則開示の理念に立って、条例を解釈し、以下判断するものである。

(2) 本件行政文書について

本件行政文書は、団体からの要請を受けて県退職者の中から当該団体に推薦する適任者を決定するため、及び団体からの依頼を受けて当該団体へ派遣する職員を決定するために人事課が作成した検討・相談資料であり、その内容は、前記3(1)で実施機関が説明するとおりであると認められる。

実施機関は、条例第7条第2号及び第6号に該当するとして、本件行政文書の全てを不開示としている。

(3) 条例第7条第2号該当性について

ア 条例第7条第2号は、基本的人権を尊重する立場から、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。以下同じ。）が記録されている行政文書は、不開示とすることを定めるとともに、特定の個人を識別することはできないが、なお個人の権利利益を害するおそれのある情報が記録された行政文書についても、同様に不開示とすることを定めたものである。

また、その一方で、ただし書イからニまでのいずれかに規定された情報が記録されている行政文書については、条例の目的に照らし、原則開示と個人の権利利益の最大限の尊重との調整を図ることにより、開示することとしたものである。

この考え方に基づき、本件行政文書が同号に該当するか否かを、以下検討する。

イ 当審査会において本件行政文書を見分したところ、本件行政文書は、再就職を予定している県退職者及び人事異動の対象職員の氏名、年齢、住所等が記載されたものであり、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであると認められることから、条例第7条第2号本文に該当する。

ウ 本件行政文書は、法令若しくは条例の定めるところにより又は慣行と

して公にされ、又は公にすることが予定されたものではないと認められることから、同号ただし書イには該当しない。

また、同号ただし書ハに規定する「職務の遂行に係る情報」とは、公務員等が職に応じて、その担当する事務事業を執行するに当たって記録された情報をいうとされているところ、本件行政文書に記載された情報は、記載された職員の職務遂行に係る情報であるとは認められないため、本件行政文書は、同号ただし書ハに該当しない。

そして、本件行政文書に記載された情報は、同号ただし書ニに規定する公にすることが特に必要であるものとして実施機関の規則（知事が管理する行政文書の開示等に関する規則（平成 12 年愛知県規則第 29 号）第 4 条）で定める交際費の支出又は需用費のうち飲食に係る経費の支出に関する情報ではないことから、本件行政文書は、同号ただし書ニに該当しない。

さらに、本件行政文書が同号ただし書ロに該当しないことは明らかである。

エ 以上のことから、本件行政文書は、条例第 7 条第 2 号に該当する。

(4) 条例第 7 条第 6 号該当性について

ア 条例第 7 条第 6 号は、県の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務事業は、公益に適合するよう適正に遂行されるものであるが、これらの事務事業に関する情報の中には、公にすることにより、当該事務事業の性質上、その適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものが含まれるため、これらの情報が記録された行政文書は不開示とすることを定めたものである。

この考え方にに基づき、本件行政文書が同号に該当するか否かを、以下検討する。

イ 当審査会において実施機関に確認したところ、本件行政文書には、複数の案が記載されているものもあり、複数回の検討・相談を経て決定しているとのことである。また、団体への派遣については、本人の了解を得る必要があり、派遣する職員を一旦決定した後で、本人が断れば、再度人選を行う必要があるとのことである。

当審査会において本件行政文書を見分したところ、県退職者で再就職を予定しているものの就任予定団体や団体への派遣候補者として、複数の案が記載されているものがあるなど、県内部における検討・相談のための資料であると認められた。

したがって、こうした検討過程の情報を公にすることになれば、無用の誤解や憶測を招き、また、不当な働き掛けがなされるなど、県の人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそ

れがあると認められる。

ウ 以上のことから、本件行政文書は、条例第7条第6号に該当する。

(5) まとめ

以上により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(審査会の処理経過)

年 月 日	内 容
27. 8. 28	諮問
27. 10. 5	実施機関から不開示理由説明書を受理
27. 10. 14	異議申立人に実施機関からの不開示理由説明書を送付
28. 5. 10 (第 487 回審査会)	実施機関職員から不開示理由等を聴取
28. 8. 8 (第 496 回審査会)	審議
28. 10. 21 (第 502 回審査会)	審議
28. 11. 24	答申